



玉川村のイメージキャラクター  
山鳩のクックちゃん

# 元気なたまかわ 子育て支援プラン

第3期 子ども・子育て支援事業計画

〔令和7年度～令和11年度〕



令和7年3月

玉川村



## はじめに

本村では、平成27年3月に策定した「元気なたまかわ 子育て支援プラン」(第1期子ども・子育て支援事業計画)、そしてそれを継承した令和2年3月策定の第2期計画に基づき、子育て支援に関する施策を関係機関と連携を図りながら事業の充実に努めてまいりました。

しかしながら、人口減少及び少子高齢化が急激に進行するとともに、生活スタイルの変化から核家族化が進み、地域の繋がりも想像以上に希薄化し、「子どもは地域が育てる」という言葉も徐々に風化する一方で、依然として虐待やいじめは無くならず、不登校児童生徒は増加の傾向にあるのが現状であります。

このような状況において、引き続き、共働き世代でも安心して子育てができる環境づくりが必要となるため、第2期計画を更に検証し、時代に沿った「元気なたまかわ 子育て支援プラン」(第3期子ども・子育て支援事業計画)を策定いたしました。

これは、第6次玉川村振興計画後期基本計画の基本目標である「人を育む村づくり」を具体化するものであり、次代を担う元気な玉川っ子の育成にも必要不可欠なものであります。

将来、子どもたちに、「生まれて良かった」「住んで良かった」「選んで良かった」と言ってもらえるような玉川村の実現のため、関係者が一丸となり、本計画を進めてまいりますので、村民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力賜りました「玉川村子ども・子育て会議」の委員の皆様、パブリックコメントにご協力賜りました皆様始め、多くの村民の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

玉川村長 須釜 泰一



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間等 .....	1
2. 玉川村の子どもと子育て家庭の概況.....	4
3. ニーズ調査結果 .....	11
4. 玉川村の子ども・子育て支援の課題と取組.....	14
5. 計画期間の将来推計 .....	15
第2章 計画の基本的な考え方 .....	17
1. 計画の基本理念.....	17
2. 基本方針 .....	17
3. 施策の体系.....	19
第3章 次世代育成支援行動計画.....	21
基本方針1 教育を通じた次代を担う親子の成長の支援.....	21
基本方針2 子どもの人権が守られ、安心して子育てできる環境づくり .....	28
基本方針3 子育てを応援する環境づくり.....	39
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	45
1. 子ども・子育て支援事業計画の概要.....	45
2. 教育・保育提供区域の設定 .....	46
3. 教育・保育施設の見込み及び確保方策 .....	46
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策 .....	49
5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	58
6. 総合的な施策の推進 .....	59
第5章 計画の推進.....	61
1. 計画の推進体制.....	61
2. 計画の進行管理.....	61
3. 関係機関等との連携 .....	61
資料編.....	63
1. 玉川村子ども・子育て会議条例.....	63
2. 玉川村子ども・子育て会議委員名簿 .....	65
3. 「元気なたまかわ子育て支援プラン」の策定および玉川村子ども・子育て会議の開催経過.....	66



# 第1章

計画の策定にあたって





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間等

### (1) 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は平成2年の「1.57ショック」が契機となり、各種施策が推進されてきましたが、その後も継続して少子化は進行しており、出生数は年々減少し、令和4年は80万人を下回り、令和5年には75万人余で過去最少を更新しています。将来推計では出生数が80万人を下回るのは2030年と推計されていましたが、少子化が予想を上回る速度で進んでいます。子育て世代となる年齢層がすでに少子化の進む中で生まれた世代であり、晩婚化の傾向や共働き世帯の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

これまでも、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始しています。そして、近年の子どもと子育て家庭を取り巻く状況の変化に重点的に対応し、こども政策を総合的に推進するため、「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、各種施策の見直し等が行われています。「次世代育成支援対策推進法」については令和6年度に改正され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、仕事と介護の両立支援制度の強化等が示されました。

玉川村では、令和元年度に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園での教育・保育の推進、放課後児童クラブの運用をはじめ、各種子育て支援策の拡充と次世代育成支援事業の推進を図ってきました。令和6年度で第2期計画期間が満了することから、国・県の動向を踏まえながら、村のこれまでの取組を点検して必要な見直しを行い、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

これまでも地域全体で子育てを支援する体制を整備し、玉川村で安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組んできました。「子どもを育てるすべての親や、これから子どもを産み育てる次世代の親が、子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりをもった子育てができるよう、地域全体で支援していく体制づくり」を目指して本計画を策定します。

#### 『子ども・子育て支援新制度』とは

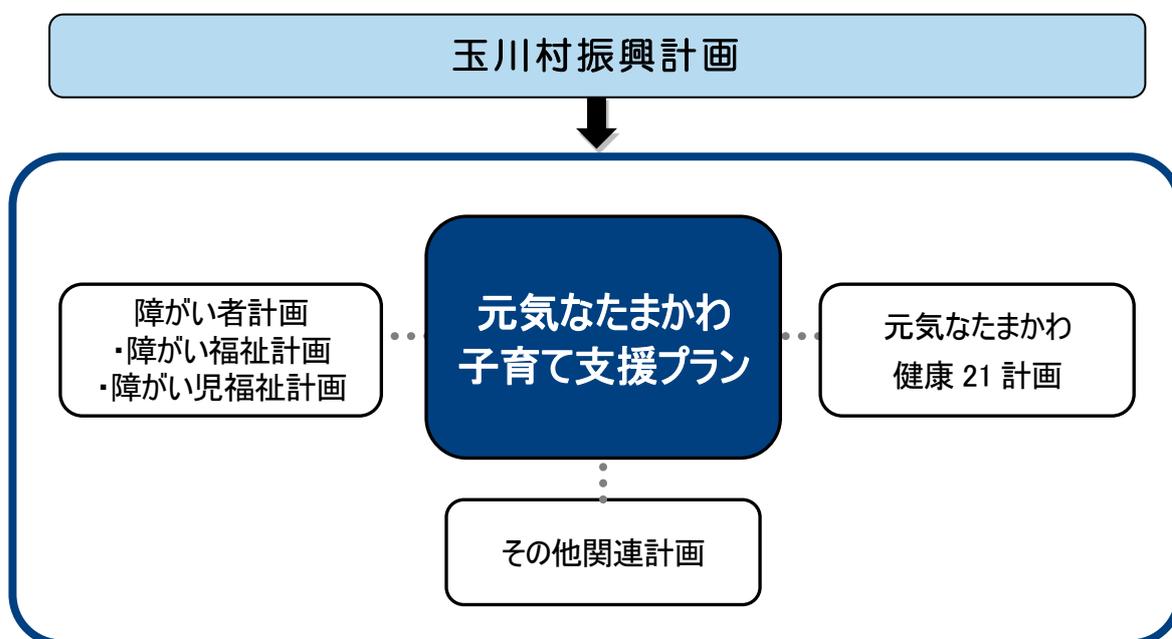
平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連三法に基づく制度のことで、平成27年度から実施しています。

## (2)計画の性格

本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画から成るものです。子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、母子保健分野についても本計画に包含されることから母子保健計画を兼ねるものとしします。

この計画は、本村のこれまでの取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、最上位計画である「玉川村振興計画」をはじめとする関連計画と整合性を図ります。また、「児童の権利に関する条約」（1989年11月20日に第44回国連総会において採択され、日本は1994年4月22日に批准）及び「こども基本法」に定められる、すべての子どもの人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して策定します。

### 計画の位置づけ



## (3)計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら着実に推進します。

### 計画期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
本計画(第3期)						
				見直し	次期計画(第4期)	

## (4)計画の策定体制

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、玉川村子ども・子育て会議を設置し、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等から意見をいただきました。あわせて、庁内の関係課と連携・調整して検討しました。

また、本計画において、確保方策を盛り込むこととなる教育・保育・子育て支援サービスの「量の見込み」について、子育て世帯等の利用状況と今後の意向等を踏まえて算出するために、子育て世帯の「教育・保育・子育て支援」に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、「玉川村子ども・子育て支援に関する調査」（以下「ニーズ調査」という）を実施しました。

### 玉川村子ども・子育て支援に関する調査 概要

#### ●調査目的

本調査は、子育ての状況や要望・意見を把握し、第3期玉川村子ども・子育て支援事業計画の策定や子育て支援施策の検討の基礎調査として、小学校6年生以下の乳幼児・児童を持つ保護者全員に対し、アンケート方式により実施した。

#### ●調査種類と調査方法

村内のこども園、小学校に通っている児童のいる世帯に、こども園・小学校の協力を得て、調査票を配布・回収し、それ以外の世帯には郵送により配布・回収を行った。

#### ●調査期間

令和6年1月26日(金)～2月9日(金)

#### ●調査票配布数と回収数・回収率

対象児童数(人)		調査対象世帯数 (世帯)	回収数 (世帯)	回収率 (%)
就学前児童	264	330	261	79.1
小学生	293			

\* 全児童数: 令和6年1月1日現在

## 2. 玉川村の子どもと子育て家庭の概況

### (1) 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

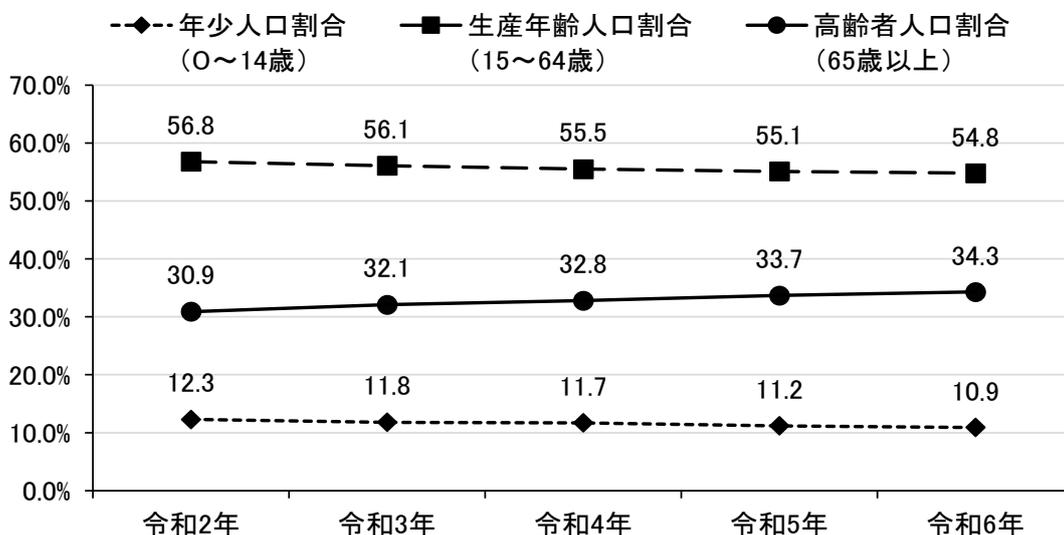
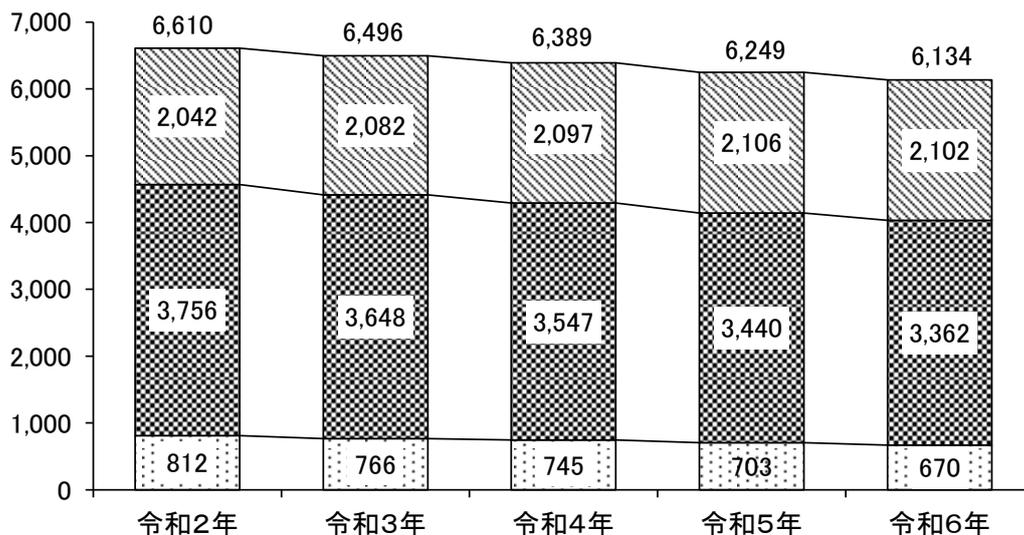
#### ①人口・人口構成

令和2年以降の人口は緩やかに減少しており、年齢3区分人口では64歳以下が減少し、65歳以上がやや増加しています。14歳以下の年少人口は、令和2年は812人でしたが令和6年は670人と142人減少しており、15～64歳の生産年齢人口は、令和2年は3,756人でしたが令和6年は3,362人と394人減少しています。65歳以上の高齢者人口は、令和2年は2,042人で令和6年は2,102人と60人増加しています。

このため、人口構成は年少人口・生産年齢人口比率がともに緩やかに低下し、高齢者人口比率は微増しており、年少人口比率は、令和2年は12.3%でしたが、令和6年は10.9%となっており、少子高齢化が本村においても進んでいることが伺えます。

人口・人口構成の推移

(人) □ 年少人口(0～14歳) ■ 生産年齢人口(15～64歳) ▨ 高齢者人口(65歳以上)



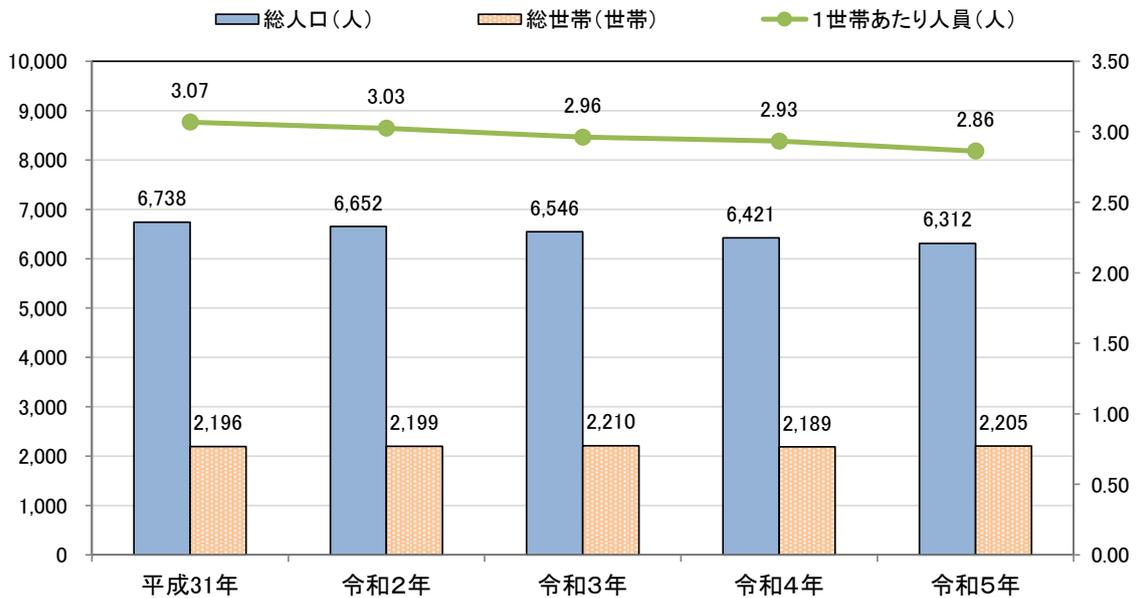
(住民基本台帳 各年4月1日現在)

## ②世帯数・世帯構成

人口は微減していますが、世帯数は微増となっており、平成31年の2,196世帯から、令和5年は2,205世帯となっています。1世帯あたり人数は少なくなっており、令和2年までは3人台でしたが、令和5年には2.86人となっています。

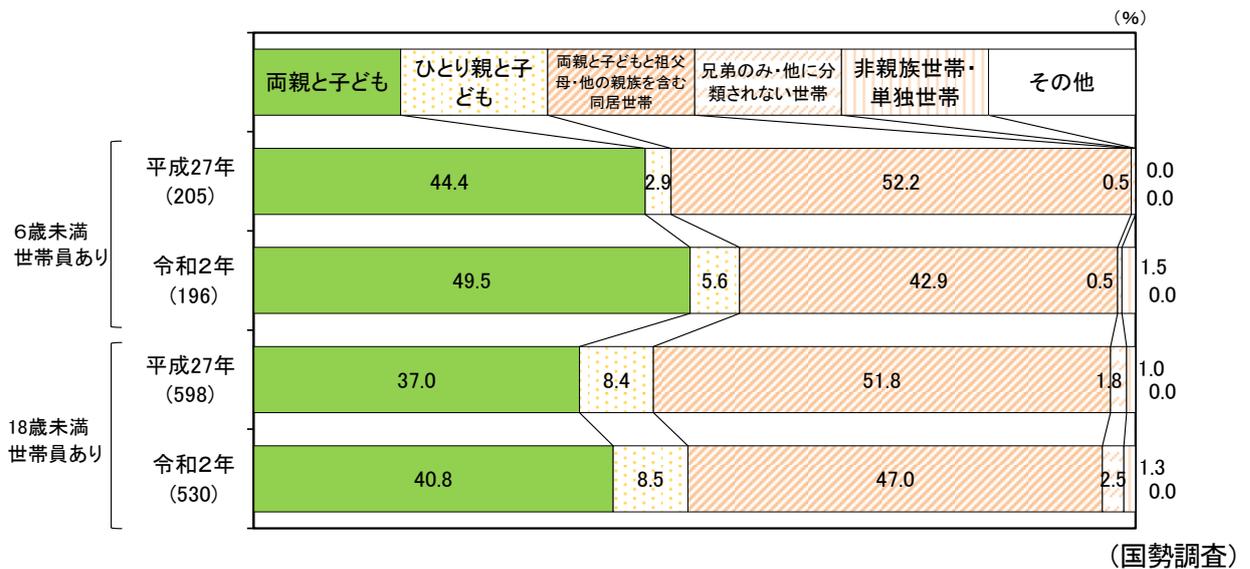
18歳未満の児童のいる世帯は、平成27年から令和2年の5年間で68世帯減少しており、世帯構成は「両親・子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」が令和2年は47.0%、「両親と子どもの世帯」が40.8%となっていますが、平成27年より「両親・子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」が少なくなっています。

世帯数と1世帯あたり人数



(「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」各年1月1日現在)

世帯構成

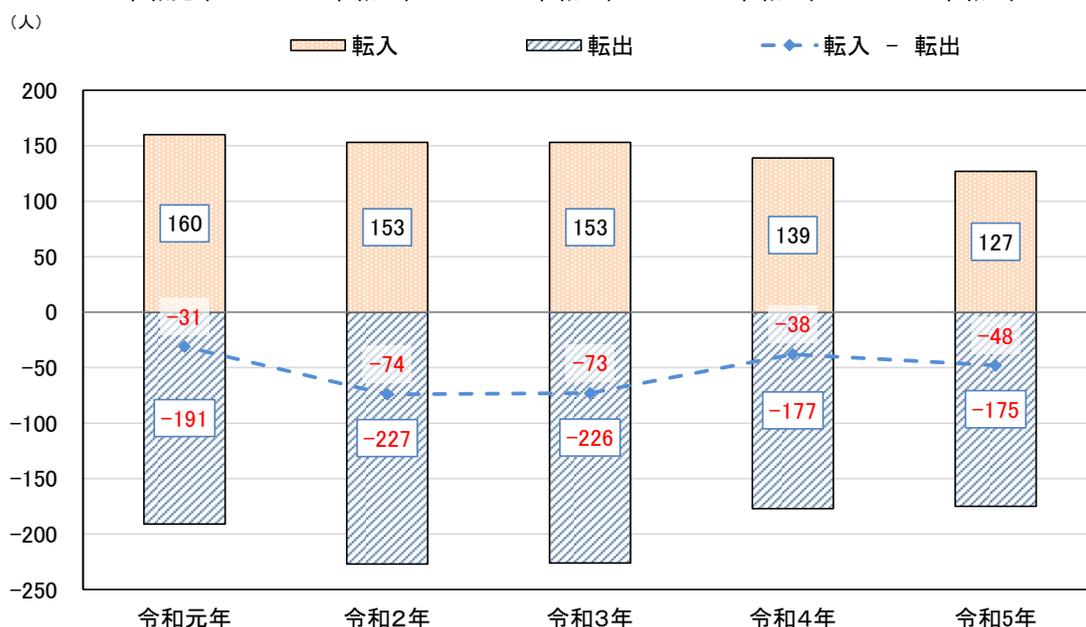
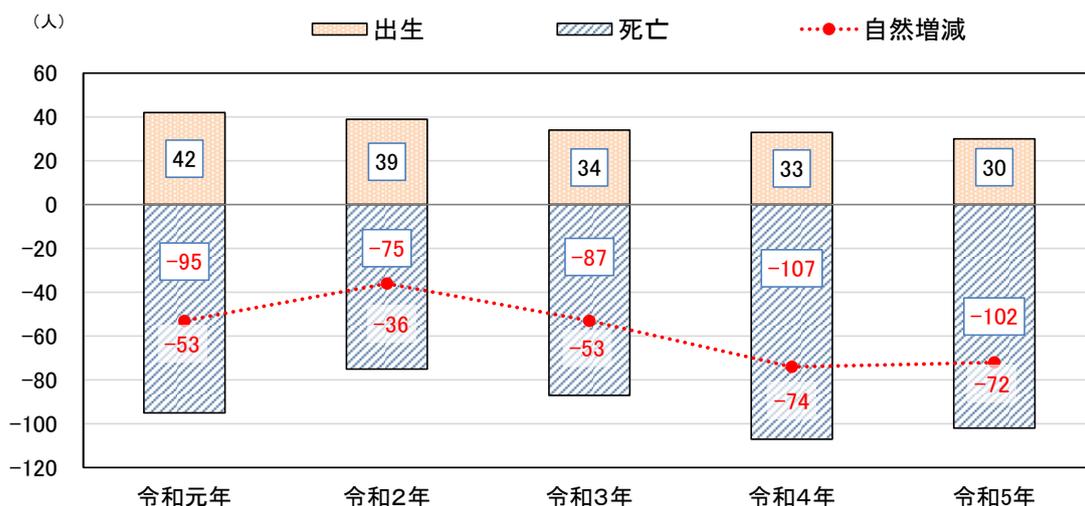


### ③人口動態

出生者数は、令和元年は42人でしたが、令和2年以降は40人を下回り、令和5年は30人となっています。

社会動態は、令和2年から3年に転出超過による約70人の社会減となっておりましたが、令和4年以降は約40人減となっています。

自然動態及び社会動態



(「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」各年4月1日現在)

合計特殊出生率(平成30年～令和4年の平均値)は、本村は1.36で、全国平均1.33よりやや高く、福島県平均1.37と同程度となっています。

合計特殊出生率(平成30年～令和4年の平均値)

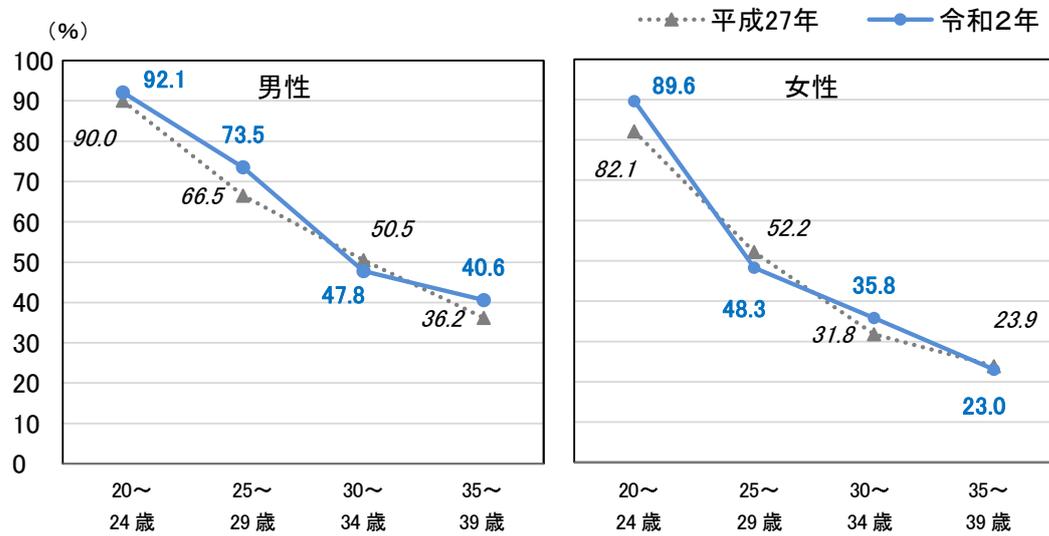
全国	福島県	玉川村
1.33	1.37	1.36

(福島県人口動態保健所・市区町村別統計)

#### ④未婚率

未婚率はほぼ横ばいで推移していますが、男性は25～29歳、女性は20～24歳で上昇しています。

年代別未婚率

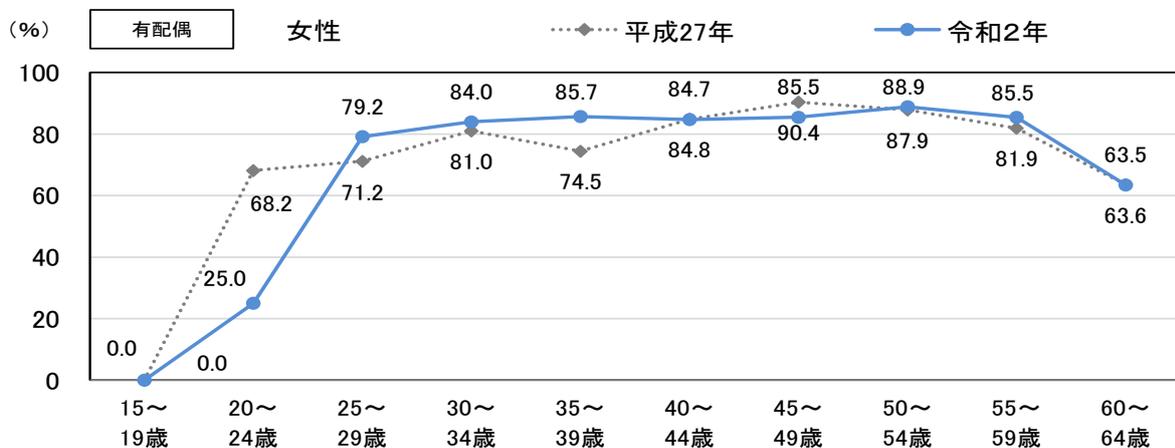


(国勢調査)

#### ⑥就労率

既婚女性の年代別就労率は、24歳以下の既婚女性は少ないため就労率は低いものの、その他の25歳以上の既婚女性の就労率は高まっており、平成27年より令和2年の方が高い年代が多くなっています。全般的に増加傾向にあります。20～24歳の減少幅は大きくなっています。30・40歳代の女性既婚者の就業率は85%前後となっており、25～29歳の女性既婚者の就業率は、平成27年は71.2%でしたが令和2年は79.2%と高くなっています。

既婚女性の年代別就労率

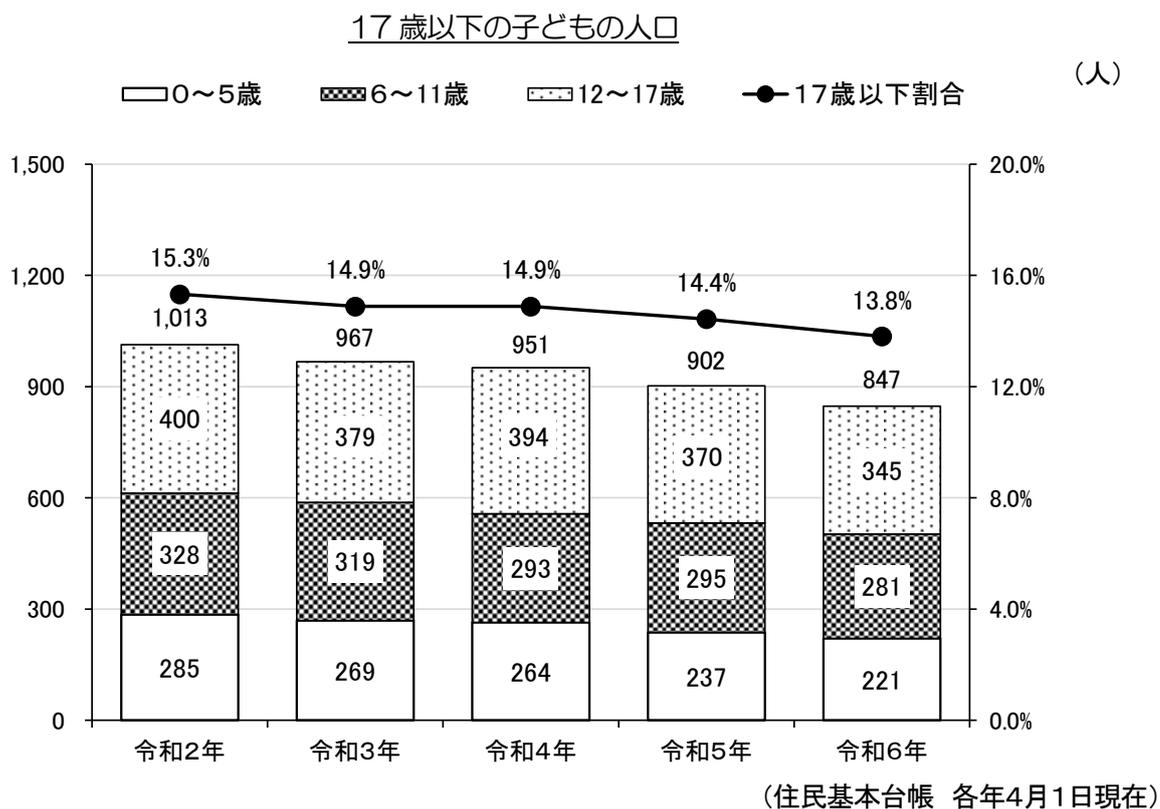


(国勢調査)

## (2)子育て家庭と子どもの状況

### ①子ども人口(17歳以下)

17歳以下の人口は、令和2年は1,013人でしたが、令和6年は847人となっており、年齢が低い層で減少率が高くなっています。総人口に占める割合は、令和6年に13.8%となっています。

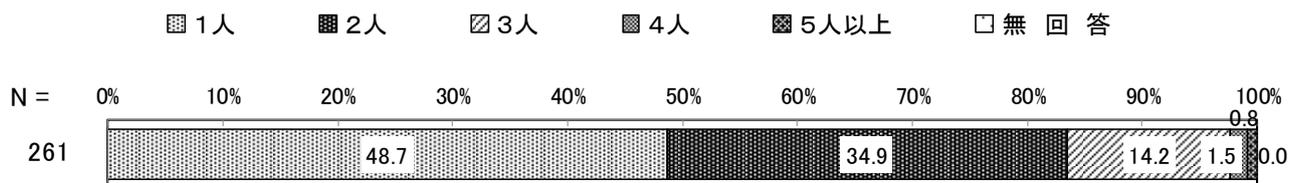


### ②世帯の子ども数

ニーズ調査では、「1人」が48.7%、「2人」が34.9%、「3人」が14.2%となっています。

世帯の子ども数

問2世帯の就学前・小学生児童数[%]



N=回答数 (ニーズ調査より)

### (3)通園・通学状況

#### ①こども園通園状況

教育・保育施設として村立の保育所（1施設）、幼稚園（2施設）がありましたが、平成28年4月より幼児教育と保育の機能を一体化した幼保連携型認定こども園たまかわクックの森を開設しました。児童数は、令和6年4月1日現在、177人となっています。

認定こども園児童数（各年4月1日現在）

(人)

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	11	5	4	6	7
1歳	27	27	25	17	24
2歳	26	30	31	30	23
3歳	53	42	44	39	35
4歳	39	56	39	45	39
5歳	55	39	58	40	45
村内児童計	211	199	201	177	173
広域入所 (村外)	3	1	2	2	4
合計	214	200	203	179	177

#### ②小学校通学状況

村立小学校が2校あり、令和6年5月1日現在、285人の小学生が通学しています。

村立小学校

小学校名	通学区域
玉川村立 玉川第一小学校	川辺、蒜生、小高、中、岩法寺、竜崎
玉川村立 須釜小学校	南須釜、北須釜、吉、山小屋、山新田、四辻新田

小学校在籍者推移状況（各年5月1日現在）

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年	61	51	37	59	38
2年	41	59	52	38	59
3年	50	40	59	51	37
4年	59	48	39	60	52
5年	66	59	51	39	60
6年	54	65	58	51	39
合計	331	322	296	298	285

### ③放課後児童クラブ利用状況

放課後児童クラブの利用者は、令和6年4月1日現在、113人となっています。

放課後児童クラブ利用者数推移状況（各年4月1日現在）

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年	33	30	20	33	22
2年	23	28	30	21	34
3年	15	14	25	25	20
4～6年	37	23	18	28	37
合計	109	95	93	107	113

(各年4月1日現在)

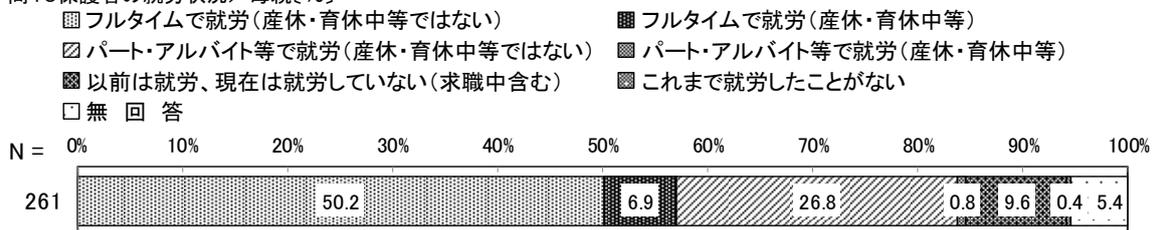
### 3. ニーズ調査結果

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、住民の意見を反映するためにアンケート調査を実施しました。

#### (1) 母親の就労状況

「フルタイムで就労（産休・育休中等ではない）」が50.2%、「パート・アルバイト等で就労（産休・育休中等ではない）」が26.8%、「以前は就労、現在は就労していない（求職中含む）」が9.6%、「フルタイムで就労（産休・育休中等）」が6.9%となっています。

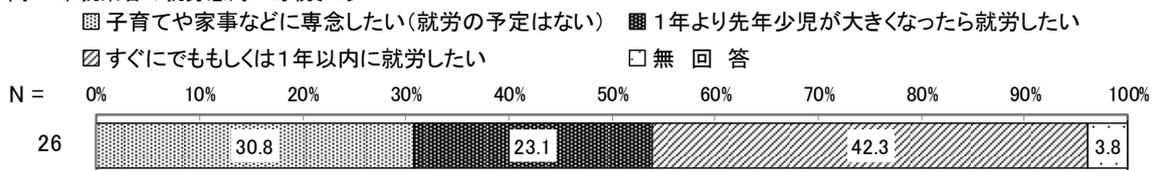
問10 保護者の就労状況／母親[%]



(Nは回答数(以下同様))

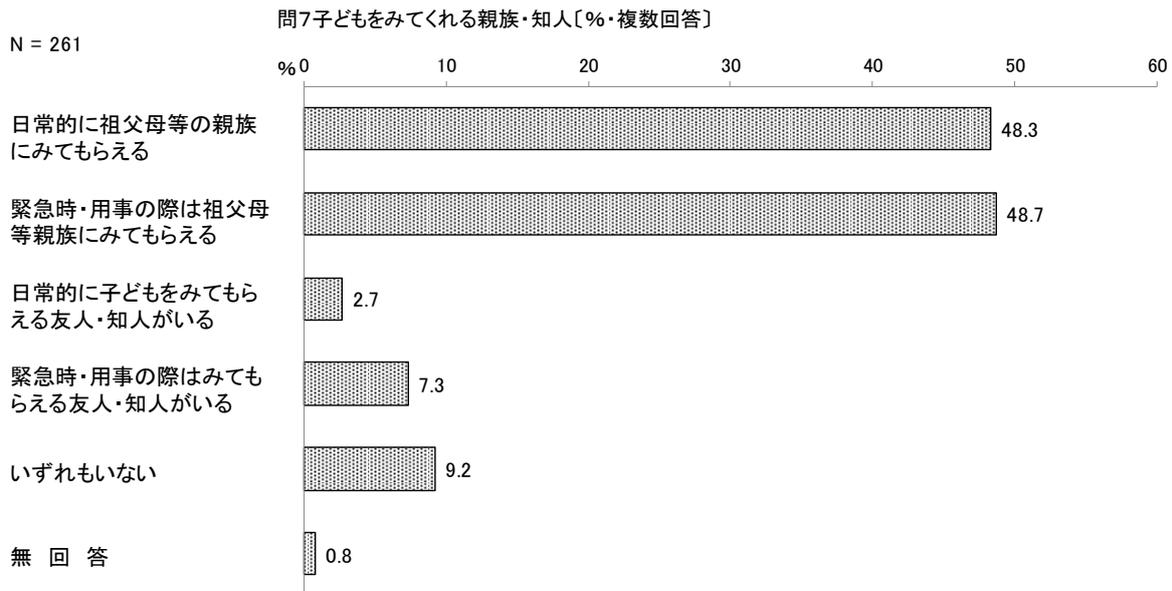
現在未就労の母親では「すぐにでももしくは1年以内に就労したい」が42.3%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が30.8%、「1年より先、年少児が大きくなったら就労したい」が23.1%となっています。

問11 未就業者の就労意向／母親[%]



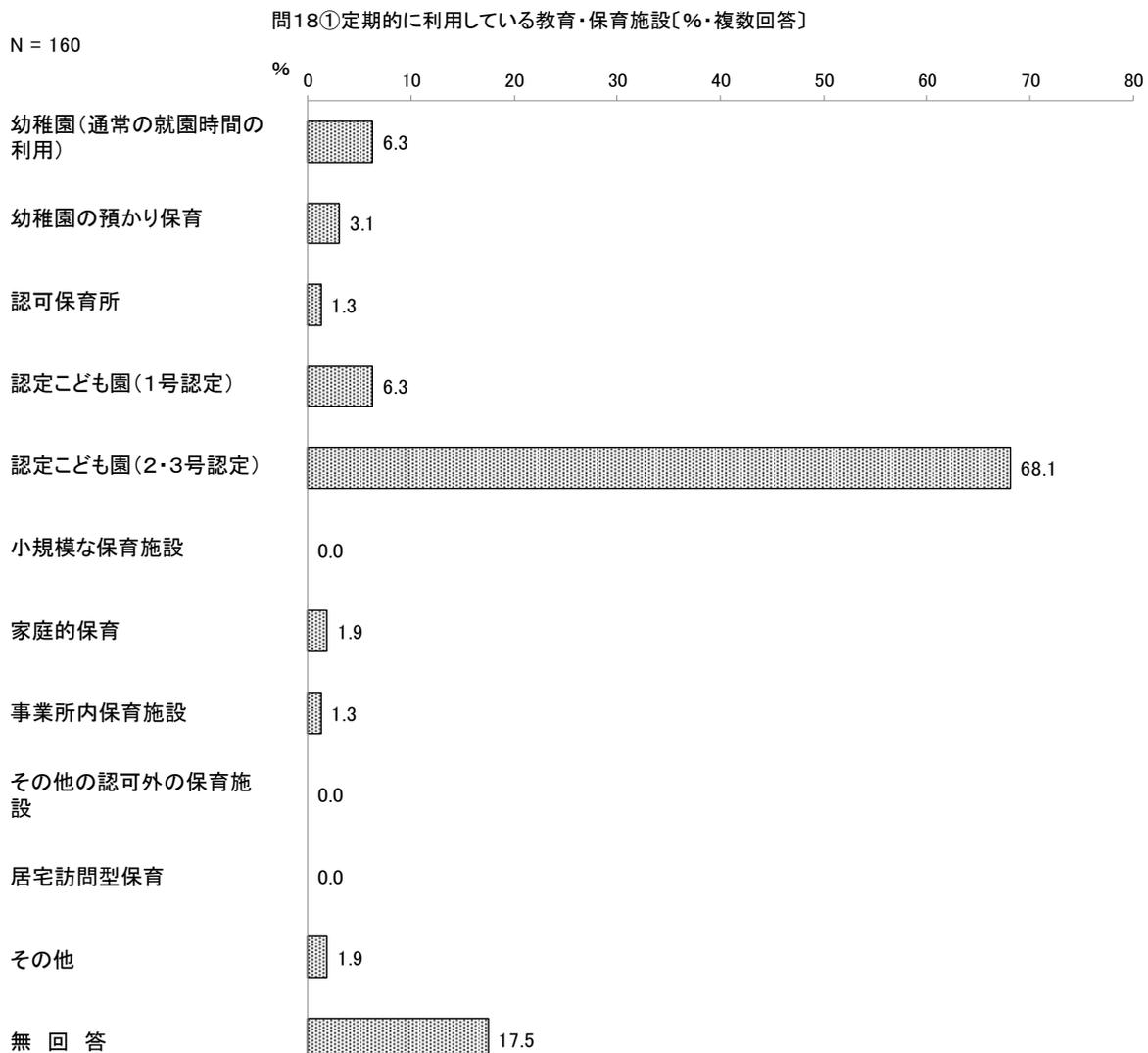
#### (2) 日頃子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時・用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が48.7%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が48.3%と同程度で、「いずれもない」が9.2%となっています。

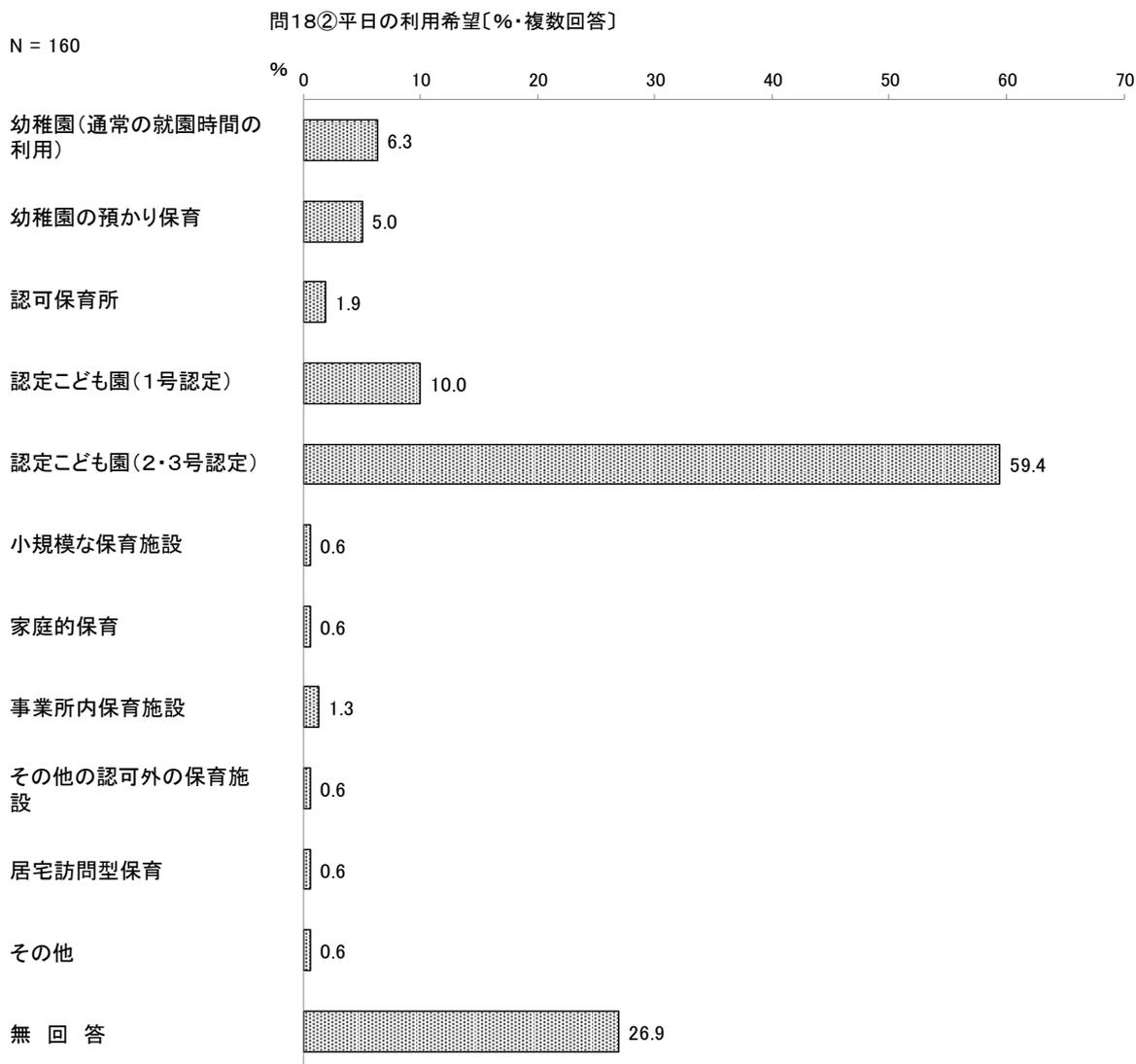


### (3) 定期的な教育・保育の事業の利用

定期的にご利用している施設は、「認定こども園（2・3号認定）」が68.1%となっています。



今後の利用希望は、「認定こども園（2・3号認定）」が59.4%、「認定こども園（1号認定）」が10.0%となっています。

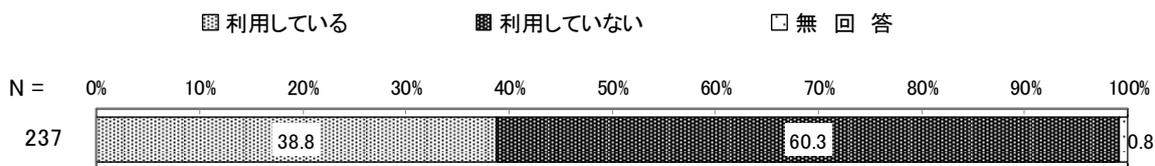


#### (4)放課後児童クラブの利用

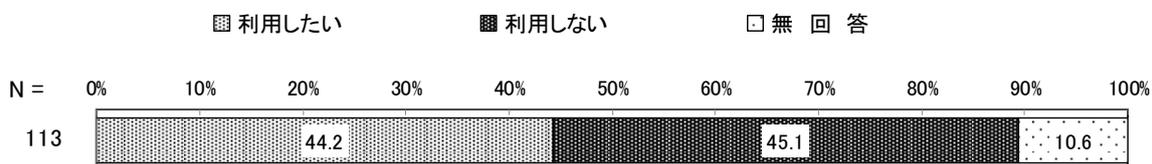
現在の利用状況は、「利用している」が38.8%、「利用していない」が60.3%となっています。

利用希望では、「利用しない」が45.1%、「利用したい」が44.2%と同程度となっています。

問22平日の放課後児童クラブの利用状況[%]



問23未利用者の利用意向[%]



## 4. 玉川村の子ども・子育て支援の課題と取組

### (1) 少子化・核家族化の影響

本村においては、子どものいる世帯が減少するとともに、核家族化が進行しています。また、子どものいる世帯の子ども数も少なくなっており、子どもたちの育ちに様々な影響が懸念されています。子どもと子育て家庭への直接的な影響としては、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育てをしている家庭が気軽に地域で出会う、知り合う機会が少なくなっており、親子や子ども同士がふれあえる場・機会を地域につくっていくことが課題となります。

これから家庭を築く年代の不安を軽減し、また結婚や出産意向がある世代に、実現しにくくしている要因をできる限り取り除くための支援をし、出産や子育てしやすい環境を可能な限り整備し、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

### (2) 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

雇用情勢の変化等により子育て家庭の就労状況も変化し、母親のパート・アルバイトやフルタイムでの就労が増え、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯が増えています。また、このため、低年齢児から保育ニーズが継続しており、保護者の働く場所や通勤等も保育ニーズに関連していると考えられます。教育・保育施設の機能の配置と提供体制について継続して取り組んでいくことが必要となります。

### (3) 成長過程と子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実

本村の母親の就労状況は、出産後も継続して就業する世帯が増加しています。幼児期から学童期における保育サービスの利用により、仕事と子育てを両立できる環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化等多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、家庭、職場でのワーク・ライフ・バランスの啓発や働きやすい職場環境づくりも必要であり、乳幼児期のサービス利用について幅広い選択肢を提供できるように進めていくことが必要です。

### (4) 子育てを応援する環境・地域づくり

子育て家庭の子育てに対する不安や負担感をできるだけ軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。このためには、庁内及び関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組を広げていく必要があります。

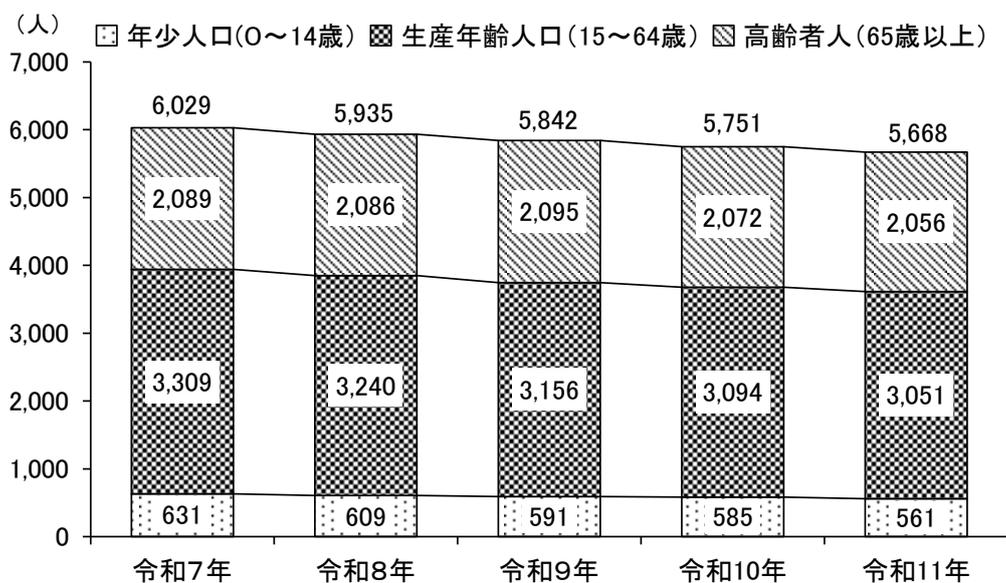
## 5. 計画期間の将来推計

### (1)推計人口

長期的に本村の今後の人口は減少傾向が続くことが見込まれ、令和12年は約5,500人程度、令和22年は約4,700人と見込まれ、0～14歳の年少人口も減少、総人口に占める割合は10%を下回る見込みとなっています。(国勢調査人口を基にした国立社会保障・人口問題研究所の推計)

計画期間の人口は、コーホート変化率法により本村の令和5年～6年4月1日現在の住民基本台帳人口の男女別年齢別の変化率から推計します。総人口は令和7年の6,029人から、令和11年は5,668人になると推計されます。年齢区分では65歳以上の高齢者人口割合は令和7年の34.6%から微増し、令和11年は36.3%と推計され、0～14歳の年少人口割合は10%台で推移する見込みとなっており、少子高齢化が進むと見込まれます。

推計人口の推移（各年4月1日）



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口	10.5	10.3	10.1	10.2	9.9
生産年齢人口	54.9	54.6	54.0	53.8	53.8
高齢者人口	34.6	35.1	35.9	36.0	36.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2)推計児童人口

0～17歳の子ども数は、令和7年が819人、令和11年は704人と減少傾向が見込まれます。そのうち小学生以下の子ども数は令和11年は就学前児童208人、小学生215人と推計されます。

推計子ども数（0～17歳）の推移

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	31	33	35	34	35
1歳	25	36	38	40	39
2歳	39	25	36	38	40
3歳	33	38	25	35	37
4歳	39	32	36	24	34
5歳	40	39	32	36	23
計	207	203	202	207	208
6歳	44	38	37	30	34
7歳	38	44	38	37	30
8歳	54	36	41	36	35
9歳	36	55	37	42	37
10歳	52	36	55	37	42
11歳	59	52	36	55	37
計	283	261	244	237	215
12歳	39	58	51	35	54
13歳	49	38	56	50	34
14歳	53	49	38	56	50
15歳	67	54	50	38	57
16歳	52	66	53	49	38
17歳	69	51	65	52	48
計	329	316	313	280	281
合計	819	780	759	724	704

## 第2章

### 計画の基本的な考え方





## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

本村では、子どもを育てるすべての親や、これから子どもを産み育てる次代の親が子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりをもった子育てができるよう、地域全体で支援していく体制づくりを推進するために、「すべての親がゆとりをもって子育てができ、地域全体で子どもを見守るむら・たまかわ」を基本理念に掲げ、様々な事業を行ってきました。

近年の社会状況の変化を考慮しつつ、本計画においても、この基本理念を継承することとし、「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画とします。

#### 基本理念

**すべての親がゆとりをもって子育てができ、  
地域全体で子どもを見守るむら・たまかわ**

### 2. 基本方針

「すべての親がゆとりをもって子育てができ、地域全体で子どもを見守るむら・たまかわ」をめざして、具体的な施策の展開を図ります。

#### (1)教育を通した次代を担う親子の成長の支援

次世代を担う子どもたちが、個性や能力を伸ばし、思いやりの心や郷土愛を育み、心身ともに健やかに成長できるよう就学前教育や学校教育の創意工夫ある教育内容の充実を図ります。さらに、地域とのつながりの中で信頼される学校運営に努め、学力向上の取組や地域の教育資源を活用するなどにより、特色ある学校教育環境の充実に努めます。学校・家庭・地域が連携し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力向上を目指して取り組んでいきます。

また、共働き家庭の増加に伴い、保育サービスのニーズは一層高まっています。一方、核家族化や地域のつながりの希薄化等が進行し、子育ての不安感・負担感の増加や子育ての孤立化による様々な問題が懸念されています。安心して子を産み、そして安心して子育てができるよう、地域の子育て支援サービスの充実に努めるとともに、情報交換や情報提供、気軽に相談等ができる体制づくりを推進していきます。

## (2)子どもの人権が守られ、安心して子育てできる環境づくり

子どもたちの権利が最大限尊重され、すべての子どもがいきいきと育つむらづくりを目指します。近年、大きな社会問題となっている児童虐待については、早期発見・対応に努めることで未然防止を図り、要保護児童に対しての支援・対策の効果的な推進を図っていきます。加えて、地域住民への一層の啓発を行い、子どもの健全な成長を地域全体で見守る体制を推進します。

また、親子が安心して外出できる環境を整えるとともに、子どもを事故や犯罪から守り、安全で安心できる環境づくりを、地域全体で協力して行っていきます。

さらに、親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で健やかに生まれ育つように、保健・医療・福祉等の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、次代の親となる子どもたちの心身の健康づくりのために、食育や思春期保健対策を推進します。

## (3)子育てを応援する環境づくり

男性も女性も、意欲をもってあらゆる分野で活躍ができ、生活とのバランスが取れた多様な生き方の選択を可能とし、子育てと仕事の両立ができる職場環境づくりを推進するために、地域住民や職場に対して「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の考え方の普及・啓発に取り組んでいきます。

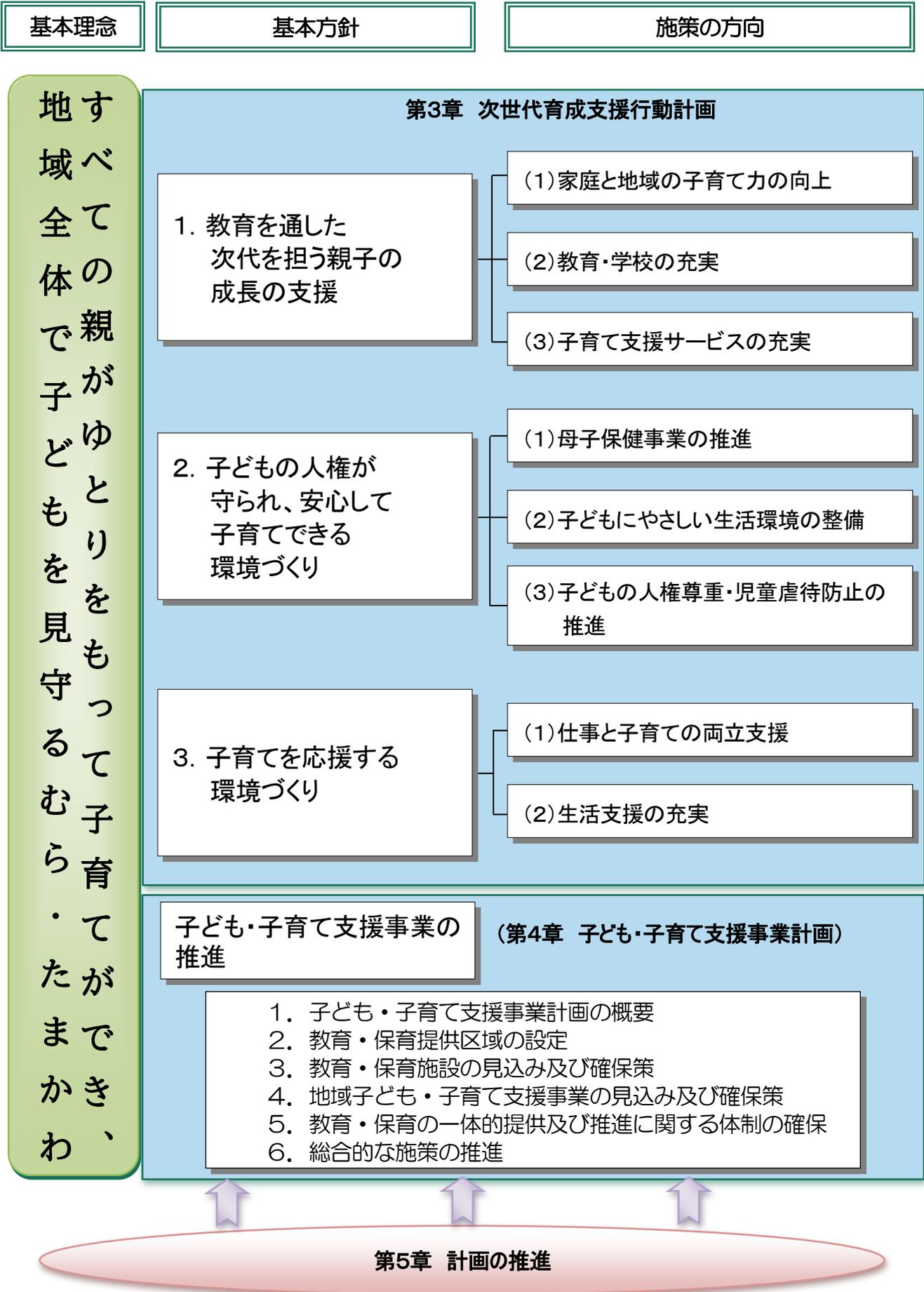
また、支援が必要な子育て家庭が安心して生活し、子どもを健やかに育てることができるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障がい等で支援が必要な子どもとその家庭への支援の充実に図ります。

## (4)子ども・子育て支援事業の推進

子どもの教育・保育サービスの質的・量的充実にめざし、本村の教育・保育の推進方針を踏まえ、既存の支援事業のさらなる充実に目指しながら、事業の実施を図ります。

また、事業計画においては、ニーズ調査の結果を受け、量の見込みを把握し、的確な事業実施を推進していきます。

### 3. 施策の体系





## 第 3 章

### 次世代育成支援行動計画





## 第3章 次世代育成支援行動計画

### 基本方針1 教育を通じた次代を担う親子の成長の支援

#### — 現状と課題 —

子育て世代では共働き家庭が増加するとともに、核家族化が進んでおり、子育ての不安感・負担感を抱えながら子育てをしている状況が見受けられます。こうした子育てに対する不安や負担を軽減するためには、地域の力を生かした支援と子育て家庭の多様なニーズに対応した支援が求められます。

ニーズ調査においては、有効だと思える子育て支援策として、「子育てしやすい住まい・まちづくり」が70.9%（前回値65.7%、以下（ ）内は前回値）、「仕事と家庭生活を両立できる環境づくり」が68.2%（62.4%）、「地域における子育て支援の充実」が57.9%（51.7%）回答されており、いずれも前回調査（平成30年度実施）よりも回答が増えています。また、子育て支援の充実については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が62.5%（61.5%）や「医療体制を整備してほしい」が44.4%（35.8%）、「こども園等にかかる出費負担を軽減してほしい」が41.4%（38.8%）などが多く回答されています。子育て家庭の状況など子育てを取り巻く状況を捉え、地域全体が子どもの育ちに関わる、家庭の子育てを地域で支えていくことの大切さを理解し、子育て支援のネットワークを広げていくことが重要となっています。本村でも少子化・高齢化が進行しており、近隣に同年代の子どもをもつ家庭が少ない状況もあり、子育て世帯の子ども数も減少傾向となっています。子どもと親同士が交流する場や機会を確保することも重要です。

そして、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を推進し、次代を担う子どもたちが生き生きと育ち、思いやりの心や郷土愛を育み、心身ともに健やかに成長できるように支援していくことが重要です。

#### — 施策・取組 —

#### (1) 家庭と地域の子育て力の向上

##### ① 家庭・地域での子どもの体験・居場所づくり活動の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
学校支援地域本部の活用	学校支援地域本部事業により、地域全体で学校教育を支援し、地域全体で子どもを育てるとともに、多くの地域の方々が学習活動へ参画することによる地域教育力の向上を図ります。	学校支援ボランティアが読み聞かせ、語り部、見学学習引率、学習支援など各種授業等の支援活動を行っています。 学校が求めるボランティアと登録者が参加しやすい活動などニーズを把握しながら学校支援ボランティアの育成と活動支援を推進します。	教育委員会

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
学校・地域社会でのキャリア教育の拡充	子どもたちが、社会的・職業的に自立した大人となるよう、地域の多くの人に関わり、様々な体験機会の提供を図り、地域が一体となってキャリア教育を推進していきます。	小学校高学年での職業調べ学習、中学2年生を対象とした村内立地企業等での職場体験を実施します。 地域の関わりが重要であり、地域の協力を得ながら、職場体験活動を通して児童生徒の勤労観や職業観の育成、将来の夢・進路実現への支援を行い、社会的・職業的自立の基礎となる力が培われるよう、キャリア教育を推進します。	教育委員会
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童（1～6年生）に、授業終了後等に放課後児童クラブ専用施設において適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を支援します。 村内2か所（①泉放課後児童クラブ、玉川第一小学校児童、②須釜放課後児童クラブ、須釜小学校児童）で実施しており、令和4年度からは土曜日開所を実施しています。	利用ニーズを把握しながら、子どもの発達に即した遊びと活動ができるよう、支援員の確保及び受け入れ体制づくりを推進するとともに、安全に過ごすことができる環境づくりを推進します。	教育委員会
地域子ども教室	子どもたちの居場所づくりとして、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等の場を提供するもので、現在は未実施となっています。	「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、放課後児童対策の取組をさらに推進させるといった施策が示されていることから、放課後児童クラブの利用状況や利用ニーズを把握し、必要な対策を講じます。	教育委員会 公民館

## ②地域活動の促進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
ボランティア活動の促進	子どもたちの豊かな社会性や人間性を育むため、各学校で定期的にボランティア活動を実施しています。地域・学校でのボランティア活動・体験活動の機会の充実にに向けた取組を促進します。	地域の子育て力を高めるため、家庭や地域・学校と連携したボランティア活動の促進に取り組みます。 学校における「生きる力」を育む教育や特別活動において、ボランティア活動等社会奉仕の精神を養うことに努めます。	教育委員会

## (2)教育・学校の充実

### ①相談支援体制の充実

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
相談支援体制の充実	いじめや不登校、引きこもり等をはじめ、心身に関する問題、学校及び家庭生活に関する課題について相談体制の確保をします。	<p>児童生徒が抱える問題も多様化していることから、スクールカウンセラー等による相談支援体制を強化し、子どもと子育て家庭の抱える課題に寄り添い、各学校での指導とケースワーカー、スクールソーシャルワーカー等と連携した対応を図ります。</p> <p>必要に応じて、学校、行政、医療機関、児童相談所等との連携を強化し、情報の共有化を図り、適切な指導を行う体制を構築します。</p>	教育委員会 健康福祉課

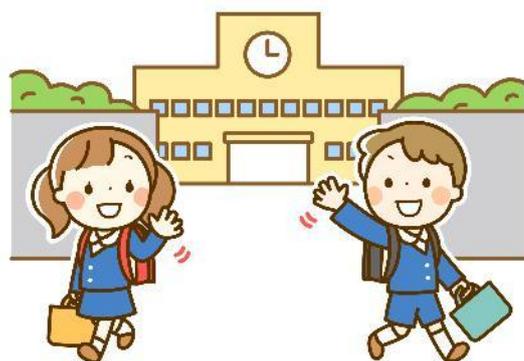
### ②保健教育の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
健康教育の充実	児童生徒一人ひとりが生涯を通して健康で快適な生活を送ることができるよう自らの健康管理や問題点を認識し、改善する力の育成を図ります。	児童生徒に配付している「自分手帳」の活用、食育を通じて健康状態の把握・適切な指導を図っています。今後も関係機関等と連携し、健康教育の推進を図ります。	教育委員会
禁煙・防煙の推進	20歳未満の喫煙は、身体の形成に大きな影響を与えるだけでなく、喫煙期間の延伸により肺がん等の疾病の危険因子となります。このため、小中学校での禁煙・防煙教育を推進するとともに、保護者や地域に対して一層の情報提供・啓発を行います。	<p>小中学校での禁煙・防煙教育を推進するとともに、保護者や地域に情報提供・啓発を行います。</p> <p>講師依頼があった学校等においては講演(事業)を実施します。</p>	健康福祉課
20歳未満の飲酒防止	小中学校での飲酒防止教育を推進するとともに、保護者や地域に対して、一層の情報提供・啓発を行います。	今後も啓発活動に努めるとともに、講師依頼があった学校等においては講演(事業)を実施します。	健康福祉課
生命の大切さを理解し、自分も相手も大切にする人の育成	子どもを生き育てることの喜びや意義、生命の尊厳等について理解を深め、自他を尊重する心情や態度の育成を図るため、学校教育活動において道徳教育・情操教育を実施しています。	道徳教育・情操教育や異年齢児交流等を通じて生命の尊さや、自立して家庭を持つことの素晴らしさ・重要性についての理解を深めるため、必要な施策を講じます。	教育委員会

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
学校教育における性教育・健康教育の推進	関係機関や専門家等と連携・協力をし、いのちの大切さを知り、性の正しい知識を得られるように各小中学校で性教育・健康教育を推進します。	各学校において、学校指導要領に基づき、発達段階に応じた性教育・健康教育の推進を図ります。	教育委員会

### ③学校の教育環境の整備

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
学校施設の整備	教育水準の維持向上の観点から、その安全性や快適性を確保し、安全・安心で質の高い施設の整備・充実のため、保守管理と必要な修繕等を行います。	長寿命化計画との整合性を図りながら、各施設の点検及び修繕等を実施し、施設の整備推進を図っています。引き続き、安全を確保しつつ計画的な整備を図ります。	教育委員会
ICT教育の充実	情報化社会に適応できる人材育成を推進するため、ICT教材機器等の充実、活用について教育環境整備を図ります。	児童生徒1人に1台タブレットPCが整備され、ICT教材機器等を活用した教育の充実を図っています。 情報化社会に適応できる人材育成を推進するため、ICT機器の充実、児童生徒へ指導する教職員の技術知識の向上を図ります。	教育委員会
メディア教育	情報化社会の中で子どもたちが適切にICT機器等を活用できるよう各小中学校においてメディアコントロールの指導を実施し、学校と家庭とで連携した情報モラル教育を図ります。 小学校は保護者を対象に、中学校は、生徒・保護者を対象に情報モラル講習を実施し、教育の充実を図っています。	情報モラル教育の必要性は年々高まっており、小学校は保護者を対象に、中学校は生徒、保護者を対象に情報モラル講習を実施し、教育の充実を図っています。今後は、情報を活用する個々の意識・認識を向上できるメディア教育・情報モラル教育の充実を図ります。	教育委員会



施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
こども園・小・中連携強化推進事業の取組	<p>村内のこども園、小学校、中学校の一貫した教育を目指した「園・小・中連携強化推進事業」を策定し、園・小・中学校の連携を強化し、地域の園児・児童・生徒の実態に即した系統的で連続性のある「玉川の教育 時代を担う元氣な玉川っ子の育成」に取り組んでいます。</p> <p>特に、学力向上を目指し、生活習慣や「学びの習慣」の改善等学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの知育・徳育・体育・食育のバランスの取れた育成に努めます。</p>	<p>園小中が連携し、学力向上の方策等について協議及び研究を行い、「知徳体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」を目指して、各校で授業研究会を実施し、教員の資質向上を図ります。</p> <p>年間を通して計画通り会議を実施し、各学校間の課題等の解決に向けて、情報共有並びに各種検討を行い、問題解決を図ります。</p> <p>玉川村のスタンダード『走る』『ことば』『思いやり・感謝』に基づき、「知・徳・体」のバランスの取れた子どもの育成に向けた取組を、こども園、小中学校で継続して実施します。</p>	教育委員会

#### ④保育サービスの充実

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
保育スタッフの養成・研修への支援	サービスの質の向上のため、関係機関と連携しながら、保育教諭等の養成、研修機会の充実を図ります。	村の園・小・中連携強化推進事業において保育教諭の資質向上を図るほか、各種研修について情報提供を行い、参加を促進します。	教育委員会
通常保育事業	保育教諭の確保に努め、保育体制の強化を図ります。	低年齢児の保育ニーズが増加し、施設全体の入所率が高まりつつあることから、保育教諭の安定的な確保に努めます。	教育委員会
多様な保育ニーズに対応した保育体制の確保	就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するため、延長保育や一時預かり事業等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ります。	延長保育や一時預かり事業等を実施し、児童の福祉の向上を図っています。地域の利用ニーズを踏まえて、延長保育や一時預かり等多様な保育サービスの提供体制の確保に努めます。また、令和8年度からのこども誰でも通園制度導入について、利用ニーズを踏まえ提供体制について検討します。	教育委員会

### (3)子育て支援サービスの充実

#### ①子育て支援サービスの充実

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
地域子ども・子育て支援事業の充実	すべての子育て家庭が、それぞれ必要に応じた支援を受けながら、地域で助け合い、充実した生活が送れるよう、村全体で次代を担う子どもたちの健やかな成長を応援し、ニーズに応じた施策の推進を図るものです。	利用ニーズを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画や他計画との整合性を図りながら、総合的な施策の展開を図り、実施に努めます。	教育委員会 健康福祉課
地域子ども・子育て支援事業関係者の資質向上	子育て事業に携わる関係機関職員の各種研修参加を促進し、資質向上に努めながら、関係分野と連携した施策の展開を図ります。	関係職員の資質向上のために必要な研修の機会を確保し、必要な知識及び技能の習得を図り、施策の充実に努めます。	教育委員会 健康福祉課

#### ②子育て支援のネットワークづくり

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
玉川村こども家庭センター事業	令和6年度にこども家庭センターを保健センター内に新設しました。保健師等の専門スタッフが子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。	こども家庭センターを中心に、子育て家庭の支援として、育児相談等、安心して相談できる体制の充実に努めます。	健康福祉課
つどいの広場事業	屋根付き広場「クックドームたまかわ」を、いつでも気軽に集える場所として提供し、子育て家庭の交流を図ります。同敷地内には複合遊具を設置しており、子どもたちの集いの広場として活用しています。	団体だけでなく、個人利用も増えてきています。また、村外からの団体利用も多くみられます。 より多くの利用を促すために広報等で周知するとともに、団体(専有)での利用方法の見直しを行いながら、利用を促進します。	公民館
すくすくクラブ	保健センターにおいて、子育て中の親子や子育て家庭同士のふれあいの場として、すくすくクラブを月2回開催します。	令和3年度より NPO 法人プチママンに委託して実施しています。 ふれあいや交流の場として今後も同様に継続して実施し、こども園の見学や季節の行事等を取り入れ、参加者のニーズに沿った内容を充実します。こども園入園前のプレ集団教室として、こども園とのタイアッププログラムを充実します。	健康福祉課

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
ファミリー・サポート・センターの充実・支援	社会福祉協議会の「たまかわおひさまサポート」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て世帯を会員として、児童の預かり援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等といった一時預かりのコーディネートを行います。	受入家庭等の会員確保と組織強化が課題であるため、依頼会員のニーズ把握と提供会員の確保・育成を図り、事業の充実・支援に取り組めます。	教育委員会

### ③スポーツ活動の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
スポーツ少年団活動への支援	スポーツ少年団の活動強化のための支援を実施します。現在2団体(ソフトボール・バスケットボール)が登録しています。	スポーツ少年団の活動をより多くの人に知ってもらえるよう、周知・広報活動に力を入れていきます。 各スポーツ少年団の交流活動として、スポーツ交流会を継続して実施します。 スポーツ協会との連携を図りながら、スポーツ少年団の活動を支援し、スポーツ少年団活動の充実に取り組めます。	公民館
各種スポーツ教室の充実	運動不足の解消や健康増進、地域の交流の場として、元気スポーツクラブにおいて各種事業を実施します。	毎年各種屋外・屋内スポーツ教室、スポーツイベント等を開催しています。各種スポーツ教室を充実させるとともに、子どもが体を動かし、スポーツに興味を持つようなプログラムづくりや親子で参加できる教室、異世代交流につながる活動等、内容の充実を図りながら実施します。	公民館



## 基本方針2 子どもの人権が守られ、安心して子育てできる環境づくり

### — 施策・取組 —

少子高齢化の進行とともに、晩婚化、女性の社会進出、地域のつながりの希薄化等により親子を取り巻く環境が変化しており、子育て世代の出産・子育てに関する不安や負担が増大している状況が見受けられます。子どもへの虐待等新たな問題も見受けられ、コロナ禍で全国的に児童虐待の相談件数が増加していると言われています。ニーズ調査において、保護者の中で出産や子育てに関する不安が見受けられ、健やかに妊娠・出産期を過ごし、親子が健康に過ごすことができる環境が求められています。

妊娠期から親子に寄り添い、必要な相談や情報が得られるように体制づくりを進めており、令和6年度からは玉川村こども家庭センターを保健センター内に設置して、母子の健康維持、増進に向けて情報提供、相談体制の充実を図るとともに、妊娠期からの各種健診による保健指導、虐待防止対策を含め健康相談や育児教室等の実施により、母子の健康支援を推進していきます。さらに、玉川村こども家庭センターはすべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象にあらゆる相談や困りごとに対応する相談窓口となり、保健師・栄養士などの専門職が母子保健・児童福祉の両面から切れ目のない支援ができるように、こども家庭センターを中心に支援するネットワークを強化することが重要となっています。

また、核家族化が進む中、親の世代において食事づくりに関する必要な知識や技術を身につける機会が不足しています。親子が望ましい食習慣を身につけられるように、料理教室や給食等での食育を推進していきます。

一方、産科医療、救急医療を含めた、小児医療体制の確保は全国的に厳しい状況が続いており、本村でも小児医療に対応可能な医療機関が少ない状況です。今後は、小児医療情報の周知、医療費の助成等を継続して行っていきます。

厚生労働省の発表によると、令和4年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は21万件を超えており、その背景に様々な課題が指摘されています。児童虐待は児童に対する重大な人権侵害であり、家庭の崩壊等を引き起こす大きな問題でもあります。今後は、子育てに悩みをもつ人が虐待等の問題行動に走らないように、子育て中の親がゆとりをもって安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげられる体制の強化と相談支援体制の充実を推進していきます。

近年、全国的に子どもが被害にあう事故・事件が多発しており、子どもたちが安心して遊べる環境、安全に登下校できる環境の整備が求められています。ニーズ調査では、子育てしやすい住居・街の環境面での充実に加えて、子どもを対象にした犯罪・事故の防止を求める回答がみられます。今後は子どもたちを交通事故から守るために、交通安全対策の充実を図るとともに、事件・事故に巻き込まれないようにするために、防犯体制の整備や防犯教育の徹底を推進していきます。

— 施策・取組 —

(1)母子保健事業の推進

①子どもや母親の健康の確保

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
子育てに関する広報活動	「広報たまかわ」やこども家庭センターの窓口において、妊娠、出産、育児に関する情報提供を行うとともに、妊産婦の健康、乳幼児の発育・発達、成長の過程等健康についての理解の促進を行い、乳幼児及び妊産婦の健康意識の向上を図ります。	<p>広報たまかわや、村ホームページ、子育てアプリ「たまぴよ」等を活用し情報の発信に努めています。</p> <p>こども家庭センターでは、保健師・栄養士などの専門職が母子保健・児童福祉の両面から切れ目のない支援をしており、子どもと子育て家庭の相談窓口として周知を図ります。</p> <p>保健センターは出先機関であるため、本庁や須釜行政センター、こども園等の窓口にも、保健センターが発信する情報と同様の内容の案内(チラシ等)を整備していきます。</p>	健康福祉課
妊婦健康診査	妊婦健康診査を実施し、異常の早期発見・指導により流早死産の予防に努め、妊産婦及び乳児死亡の防止を図ります。	<p>母子手帳の交付、妊婦健診の助成を実施しています。</p> <p>妊婦に対し、早い時期の妊娠届を行うよう啓発するとともに、妊婦健診を委託する医療機関と連携し、妊婦健診の一層の受診を図ることにより、妊婦の健康管理を充実させ、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。</p>	健康福祉課
妊娠期の歯周疾患予防対策	妊娠期の歯周疾患は、早産による低体重児、未熟児出産のリスクが高いことから、歯周疾患の予防が重要です。母子健康手帳交付時に歯周疾患予防のチラシやパンフレット等を配付し、歯周疾患に関する関心の向上を図り、歯周疾患予防の知識を普及します。	母子健康手帳交付時に歯周疾患予防のチラシやパンフレット等を配付し、歯周疾患に関する関心の向上を図り、歯周疾患予防の知識を普及するとともに、必要に応じ歯科医につなぐなどの個別支援を充実させていきます。	健康福祉課

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
乳幼児健康診査(3～4か月児)	現在、委託している医療機関で3～4か月児の健康診査を年12回実施します。今後も疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、乳幼児の心身の健康保持増進のため、適切な相談指導を実施します。	公立岩瀬病院に委託して実施しており、疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、乳幼児の心身の健康保持増進のため、適切な相談指導を実施します。すべての乳幼児が受診できるよう、受診率100%を維持します。	健康福祉課
乳幼児健康診査(9～10か月児)	現在、委託している医療機関で9～10か月児の健康診査を毎年実施しています。今後も疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談・指導を実施し、必要に応じて医療や療育等につなぎます。	郡山医師会に委託し実施しており、疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談・指導を実施し、必要に応じて医療や療育等に結びつけるとともに、すべての乳幼児が受診できるよう、受診率100%を維持します。	健康福祉課
1歳6か月児健康診査(一般、歯科、心理)	現在、1歳6か月児の健康診査を集団で年3回実施しています。今後も疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談指導を実施し、必要に応じて医療や療育等につなぎます。 育児支援に重点をおき、内容を検討し、望ましい食生活やむし歯予防等状況に応じた保健指導を実施し、保護者が適切な養育が行えるよう働きかけを行います。	保健センターにて集団検診として実施しています。医師や歯科医師の診察に加え、臨床心理士の面談も実施し、発育・発達の遅れや障がい等の早期発見に努めています。 疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談指導を実施し、必要に応じて医療や療育等につなぎます。未受診者に対しては、積極的に受診勧奨を行い、すべての1歳6か月児が受診できるよう、受診率100%を維持します。	健康福祉課
3歳児健康診査(一般、視力、聴覚、歯科、心理)	現在、3歳児の健康診査を集団で年3回実施しています。今後も疾病の有無・障がい・発育・発達の遅れ等の早期発見に努め、必要に応じて専門の医療機関や療育につなぎます。 育児支援に重点をおき、保護者が子育てに必要な知識を得ることができるよう、状況に応じた保健指導や情報の提供を行います。	村で集団検診として実施しています。医師や歯科医師の診察に加え、臨床心理士の面談も実施し、発育・発達の遅れや障がい等の早期発見に努めています。 疾病の有無、発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見に努め、適切な相談指導を実施し、必要に応じて医療や療育等に結びつけます。未受診者に対しては、積極的に受診勧奨を行い、すべての3歳児が受診できるよう、受診率100%を維持します。	健康福祉課

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
2歳児・4歳児 発育発達相談 会	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査のフォローとして、2歳児及び4歳児を対象に歯科衛生士による歯科保健指導及び保健師・臨床心理士による発達発育の確認を年6回実施しています。望ましい食生活やむし歯予防等、状況に応じた保健指導を実施し、保護者が適切な養育が行えるよう働きかけを行います。	歯科衛生士によるブラッシング指導、有所見者への受診勧奨を実施しています。 望ましい食生活やむし歯予防等、状況に応じた保健指導を実施し、保護者が適切な養育が行えるよう働きかけを行います。未受診者に対しては、積極的に受診勧奨を行い、参加率100%を目指します。	健康福祉課
5歳児健康診査（一般、歯科、心理）	現在、5歳児の健康診査を集団で年6回実施しています。発達障がい等の早期発見・早期支援につなげることを目的とし、必要に応じて医療や療育等につなぎます。	保健センターにて集団検診として実施しています。医師や歯科医師の診察に加え、臨床心理士の面談も実施し、発育・発達の遅れや障がい等の早期発見に努め、必要に応じて医療や療育等につなぎます。未受診者に対しては、積極的に受診勧奨を行い、すべての5歳児が受診できるよう、受診率100%を目指します。	健康福祉課
乳幼児健康相談	現在、離乳食教室と1歳児バースデー健診を年6回実施していますが、今後も保護者が子育ての不安や悩みを軽減できるよう、育児支援に重点を置いた相談を実施し、子育てに必要な知識や情報を得ることができるよう支援します。	助産師による育児指導を実施しています。 スタッフに助産師や歯科衛生士を加え、内容を充実して実施しており、参加率100%を目指します。	健康福祉課
事後指導の徹底	現在、乳幼児期の健康診査において発育・発達・養育状況等に問題が認められたり、疑いのある乳幼児に対して、継続した相談や指導を行っています。今後も管理体制を整備し、支援の停滞や中断がないように努めます。	乳幼児期の健康診査において発育・発達・養育状況等に問題が認められたり、疑いのある乳幼児に対して、継続した相談や指導を行います。今後も管理体制を整備し、支援の停滞や中断がないように努めます。 必要に応じ、小児科等の専門医へ紹介します。発達遅滞等が疑われる子どもに関しては療育相談や専門の医療機関へ円滑につなぐことができるよう取り組みます。	健康福祉課

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
新生児・乳幼児訪問指導	保健師等が、その家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の確認を行い、保護者の子育てに関する不安や悩みを把握し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な親子に対して、適切なサービスに結びつけます。	乳幼児全戸訪問としてこれまで同様 100%の実施率とします。 訪問時に乳児の健康状態や養育の状況などを確認し、また母親の育児不安等に寄り添い、助言指導を実施しています。	健康福祉課
妊産婦訪問指導	ハイリスク妊産婦等に対して、保健師が家庭を訪問して妊娠中及び産後の生活や育児、疾病予防等に関する必要な指導を行い、母子の健康保持・増進のための援助を行います。	ハイリスク妊婦と産婦の全戸訪問を目指し引き続ききめ細やかな支援を実施します。訪問後は訪問記録を産科へ提出し情報を共有し、連携して支援しています。	健康福祉課
予防接種	各種予防接種を受けることで感染症に対する免疫力をつけ、病気にかからないようにするとともに、今後も感染症や予防接種に関する情報提供に努め、積極的に接種を行うことができるよう、様々な機会を通して保護者に対し接種勧奨を行います。	定期接種に加え、任意接種(インフルエンザ)費用の一部助成を 18歳まで拡大して実施、また令和4年度より、おたふくかぜの一部助成も開始しています。 未接種者に対しては複数回接種勧奨通知を送付し接種勧奨を実施しています。 国や近隣町村の動向に注視し、感染症予防及び保護者の経済的負担軽減に努めます。	健康福祉課
幼児期のう蝕予防対策	子どもの歯の健康は、乳幼児期から虫歯になりにくい生活習慣を確立することが大切です。そのために、乳幼児の健康診査や相談会等のあらゆる機会を通し保護者に対して、う蝕予防に関する正しい知識の普及を図り、子どもの歯の健康への関心を高めます。 こども園・小学校・中学校にてフッ化物洗口を実施しています。	こども園・小学校・中学校でのフッ化物洗口を実業に合わせ、歯科衛生士による歯磨き教室も実施し、知識の普及に努めます。保護者へ子どもの歯の健康への関心を高め、小児からの口腔ケア向上に努めます。	健康福祉課
不妊相談の実施	令和2年度より、村でも独自に特定不妊治療費助成事業を実施しており、令和6年度からは治療内容の見直しを行い、実施しています。	不妊治療に対する費用助成を継続して実施するとともに、相談や寄り添い支援を行っていきます。	健康福祉課

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
妊産婦への喫煙の害に関する情報の提供・啓発	妊産婦の喫煙は、流産や未熟児出産、突然死症候群等、母体や乳幼児の健康に大きな影響を与えるため、母子手帳交付時に喫煙者には禁煙を促しています。また、「広報たまかわ」や健康相談、健康教育等の場において、喫煙の害に関する正しい知識の普及啓発を行い、妊産婦の喫煙率の低下に努めます。	母子手帳交付時にパンフレット等を配布し、喫煙の害に関する情報提供と禁煙・分煙の普及啓発に努めます。	健康福祉課
妊産婦・家族への禁煙・分煙の推進	妊産婦とその家族に、喫煙・副流煙の健康への影響に関する知識の普及・啓発を行うとともに、母子手帳交付時や健康相談、健康教育等の場において、喫煙者に対して禁煙・分煙を促す適切な情報の提供を行います。	母子手帳交付時にパンフレット等を配布し喫煙の害に関する情報の提供と禁煙の普及啓発に努めます。	健康福祉課
妊産婦健康相談	妊娠・出産・育児に関する不安等を軽減するため、保健師等による健康相談や保健指導及び母子保健サービスの情報提供等を行います。	保健師による随時相談を実施します。	健康福祉課
外国人に対する母子保健事業への参加促進	外国人の母子に対して、母子保健事業への参加を積極的に勧奨し、母子健全育成のための各種健診事業等への参加促進を図ります。	英語版母子健康手帳を整備し、必要に応じ対応しています。面談時にはポケットークを活用しています。 母子健全育成のための各種健診事業等への参加促進を図ります。	健康福祉課
育児教室(5～6か月児)	現在、離乳食教室を年6回実施しています。保護者が学習を通して離乳食に関する知識やその他の子育てに必要な知識・技術を得ることにより、育児不安を解消して自信をもって育児ができるよう支援するとともに、参加者のコミュニケーションを促すことで、母親同士の仲間づくりを支援します。	助産師による育児教室を実施しており、離乳食教室を年6回実施し、参加率 100%を目指します。	健康福祉課

## ②小児医療の充実

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
小児救急医療体制の充実	夜間救急・休日医療の当番医療機関の周知をはじめ、広域における医療機関に関する情報提供を行うとともに、近隣市町村の医療機関との協力体制を整備します。	健康カレンダーや村ホームページに休日当番医を掲載し周知します。救急相談窓口についても情報提供に努めます。	健康福祉課
こども医療費助成	乳幼児から高校3年生までの子どもを養育している人で、各種医療保険に加入している人を対象に医療費の一部を助成し、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ります。	利用対象等の内容検討を行いながら、継続して実施します。	健康福祉課
養育医療給付	未熟児(出生体重 2,000g以下)または生活能力が著しく弱く、国の示す基準に該当する児であって、医師が入院治療を必要と認めた乳児に対して、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合に、入院医療に係る費用を公費で負担します。	申請があった際に相談、継続した育児支援につながります。	健康福祉課
小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患のうち小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となります。児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家族の医療費の負担軽減を図るため、対象となる家族には制度の周知と情報提供を行います。	必要に応じて家族等に制度の周知と情報提供を行います。	健康福祉課



## (2)子どもにやさしい生活環境の整備

### ①「食育」の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
幼少期から望ましい食生活、食習慣形成のための教育の推進	現在、こども園・学校での食育を実施しています。また、各健診時に食事のとり方等の指導も行っています。	こども園で年に2回食育教室を実施のほか、乳幼児健診で管理栄養士から月齢にあわせた食事の取り方について指導を行っています。 食育推進計画に基づき、家庭、地域、学校等と連携して幼少期から思春期において一貫した望ましい食生活に関する教育を推進します。	健康福祉課
食生活の見直しと望ましい食生活実現のための知識の普及と健康教育の充実	子育て世代の食生活の見直しと食生活改善ができるよう、「広報たまかわ」にて情報提供を行うとともに、管理栄養士や食生活改善推進員の協力を得て、食生活の情報提供や実践を行います。	「広報たまかわ」で食育だよりの掲載を実施し、食生活の基本等の情報提供を行っていきます。	健康福祉課
親子料理教室	現在、食生活改善推進活動において、親子の料理教室等を年2回実施しており、食育について親子で学ぶ機会、親子のふれあいの場となっています。	食に対する関心を高めるための教室を継続して開催し、望ましい食生活習慣の形成を図ります。	健康福祉課
給食における食育の推進	学校給食において、日常生活の食事に関し、正しい理解と望ましい習慣を養い、子どもたちの食事の摂り方やマナー等を養う食育を実施しています。	食育講演会等の開催や学校給食に地産地消を取り入れるなど、食育の充実を図っています。引き続き、給食事業の充実を図ります。	教育委員会
情報の提供	在宅の乳幼児の食事の注意点や、遊び方等の情報を、保健センターの相談窓口や乳幼児健康相談会等で提供します。また、子育て支援に関するパンフレットを配付します。	すくすくクラブや乳幼児健診、相談会等で情報提供やパンフレットを配布しており、継続して実施します。	健康福祉課

## ②交通安全・防犯活動の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
交通安全指導の実施	児童生徒へ交通安全の指導を積極的に実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。	児童生徒へ交通安全教室の開催や現地での指導を積極的に実施し、安全の確保、意識の高揚を図っています。引き続き、交通安全指導の充実を図ります。	教育委員会
通学路の安全の確保	玉川村通学路交通安全プログラムにより、関係機関と連携し、通学路における危険箇所の確認、改善等の取組を実施しています。	玉川村通学路交通安全プログラムによる安全点検を実施、危険箇所の把握に努め、関係機関への改善要望活動等により、通学路の安全確保を図っています。引き続き、関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。	教育委員会 地域整備課 総務課
交通安全教室の開催	子どもの事故防止に向けて、各学校・こども園で、村交通教育専門員や石川警察署と連携して交通安全教室を実施しています。	村内小中学校の開催要請を受けて村交通教育専門員を派遣し、実施しています。 継続して積極的に推進していきます。	総務課 教育委員会
交通安全意識の高揚・啓発活動	「子どもの交通事故発生0」を目指して、各種交通安全運動の推進をはじめとした交通事故防止対策を、警察や各関係機関との連携・協調を図る中で進めています。	交通安全運動期間における街頭指導や広報啓発活動、村内小学校による交通安全鼓笛パレードを実施しています。 今後も継続して「子どもの交通事故発生0」を目標に、広報活動等により、住民の交通ルールの徹底と交通マナーの向上に努めていきます。さらに、保護者に対する交通安全の意識改革の方法等を検討します。	総務課
防犯対策の推進	児童生徒の登下校中、事件・事故に巻き込まれないよう地域、学校、各行政区、PTA、警察等の関係機関と連携を図り、防犯対策を推進します。夜間の歩行者の通行の安全のために、村防犯協会が主体となり、犯罪を防止するため計画的に防犯灯を設置しています。 薬物防止のための啓発を各学校で実施しています。	防犯協会において防犯灯の新設・修繕を実施しています。 犯罪を防止するため、計画的に防犯灯の設置及び修理に要する維持管理費の確保に努めます。 薬物の乱用についても、その防止対策として各学校において啓発活動を積極的に行い、児童生徒に対して指導の徹底を図ります。	総務課 健康福祉課

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
地域の防犯活動の推進	各地区での防犯意識高揚のため、児童生徒の登下校時にスクールガードリーダーの巡回や安全安心たまかわこぶし隊による地域の見守り活動を行っています。また、防犯指導隊員によるパトロールも実施します。	基本毎月10日夜に防犯指導隊によるパトロールを実施しています。 引き続き、通学時間における付近住民の声掛け運動や、各種団体との連携による防犯組織の整備等、地域全体で子どもを見守るための防犯体制を充実します。	総務課
防犯教育の推進	現在、各学校等において警察と連携して防犯教室を開催し、防犯の専門家の指導を受けています。	各学校で必要に応じて開催します。 引き続き、子ども自身が犯罪に巻き込まれないための意識の啓発を行うとともに、犯罪を回避する方法等を学ぶための教室を開催します。	教育委員会

### ③児童の健全育成の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
児童遊園、民間の遊び場の整備促進	乳幼児のいる家庭や子どもの居場所として、福島空港ビル3階に玉川村屋内遊び場「わくわくらんどたまかわ」を開設しています。1日3回の入れ替え制で住民は無料で利用できるようになっています。	現施設の充実を図るとともに、新たな遊び場や居場所づくりの整備を図ります。	健康福祉課
玉川村青少年育成村民会議事業	次代を担う青少年の健全育成のための事業を実施するとともに、各地区推進協議会へ補助金交付を行い、地域の健全育成活動に寄与します。	毎年、各地区推進協議会への補助支援の実施、夏休みの啓発 PR 活動、少年球技大会、作文コンクールを開催します。	公民館



### (3)子どもの人権尊重・児童虐待防止の推進

#### ①子どもの人権の確保

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
子どもの権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」及び平成 25 年に施行された「いじめ防止対策推進法」、また、『福島県いじめ防止基本方針』の啓発・普及に努めます。	引き続き、啓発・普及に努めます。こども基本法が制定されており、こども基本法についても啓発します。	教育委員会
子どもの人権教育の実施	いじめ問題防止対策と人を思いやる心を育てるため、人権教育を実施します。	各学校等において人権教育を実施しており、継続して実施します。	教育委員会

#### ②児童虐待防止対策の強化

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
子ども家庭相談事業の推進	子ども家庭相談窓口において、児童に関する相談、支援、指導を実施しています。今後も虐待等未然防止、早期発見のため主任児童委員や民生児童委員、学校、こども園、医療機関等との連携を密にし、情報の共有を図ります。また、電話による 24 時間相談体制の周知に努めます。	こども家庭センターを拠点に随時相談を受け付け、関係機関と連携を図りながら虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めています。また虐待防止に関する情報を発信します。	健康福祉課
児童虐待防止ネットワークの活用推進	玉川村要保護児童対策地域協議会では、各関係機関を構成メンバーとするネットワーク化を図り、代表者会議や実務者ケース会議等を開催して、問題となる事案に対応しています。	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を必要に応じ開催しています。児童相談所や民生委員、相談支援事業所等と連携し、支援を必要としている家庭に対応しています。 引き続き、子ども・保護者の状況の把握に努めながら、適切かつ迅速な対応を図るため、職員等の確保に務めながら体制を強化します。	健康福祉課

## 基本方針3 子育てを応援する環境づくり

### — 施策・取組 —

子育て世帯が仕事と子育てを両立させて生活できるようにすることが、子どもにも社会にも重要なことであり、仕事と子育ての両立に対する支援、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。ニーズ調査では、母親の育児休業制度の利用が増えている様子が伺えますが、特に父親は家庭よりも仕事が優先になっている現状が見受けられます。

本村では、男性の育児休業取得、仕事と家庭の両立、育児への参画を促すため、様々な制度の周知や広報に努めていきます。また、経済的な支援である各種祝い金や補助金により子育て世代を支援していきます。

そして、子育て家庭の経済的負担を軽減する対策についても、ニーズ調査で子育てにかかる出費負担の軽減を求める声が多くなっています。今後は、子育て家庭が置かれている状況に配慮し、国に加え、本村独自の子育て家庭への支援策も含めて、負担軽減の取組を推進していきます。

また、本村においても、ひとり親家庭の割合は増加傾向にあります。ひとり親家庭は、仕事と子育てを一人で担っており、就業や収入の面で課題を抱えるケースもみられます。すべての子どもが家庭の状況に関わりなく、健やかに成長していくために、相談支援体制の充実に加え、医療費等の経済的な支援を推進していきます。

障がい等で支援が必要な子どもには、地域で共に学び育つことができるように学校等に特別教育支援員を配置し教育を推進しています。また、玉川村障がい児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後過ごす場の確保を推進しており、各種の障がい児支援制度の周知等行いながら、障がいのある児童やその家庭への支援を推進します。



— 施策・取組 —

(1)仕事と子育ての両立支援

①仕事と子育ての両立の支援

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
労働条件の整備	国や福島県の情報提供を受けながら、企業への周知を図ります。	定期的に広報やパンフレットを活用して、村内企業等への情報提供に努めます。	産業振興課
育児休業制度の周知	国や福島県の情報提供を受けながら、企業への周知を図り、育児休業制度への理解、協力を促します。	定期的に広報やパンフレットを活用して、村内企業等への情報提供に努めます。	産業振興課

②男女共同参画の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
男女雇用機会均等法の遵守	国や福島県の情報提供を受けながら、企業への周知を図ります。研究会や行事などでの啓発活動を行います。	様々なイベント等を活用しながら、定期的に広報やパンフレットを用いて、村内企業等への情報提供に努めます。女性から見たまちづくり研究会での研究・政策提案により意識づけ等の啓発を実施していきます。	総務課 企画政策課 産業振興課
再就職の支援	職業情報、資料等の収集に努め、情報の提供により職業能力開発機会を拡充し、再就職の支援を図ります。	関係機関から随時情報収集を行います。	産業振興課
男性の育児参加のための学習機会の拡充	現在、料理教室のほか、子育て講演会等を開催しています。今後も、出産・育児における男性の育児参加を進めるため、ボランティア団体の協力のもと学習機会の提供を行います。	小学生親子を対象とした親子料理教室を休日に開催しています。父子の参加もあり、計画的に休日パパ参加型の教室開催を継続して実施します。	健康福祉課



## (2)生活支援の充実

### ①経済的支援の取組

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
出産・子育て 応援給付金	妊娠届をした妊婦を対象に出産応援給付(妊娠1回につき50,000円相当)と、出生届をした子どもの保護者に子育て応援給付(対象児童1人につき50,000円相当)を行い、妊娠期から出産・子育て期に面談等を行いながら説明し、切れ目なく支援を行うとともに、経済的な負担軽減を図ります。	令和7年度からは妊婦のための支援給付金(国の交付金事業)として妊婦に50,000円、妊娠している子どもの数×50,000円を給付し、継続して実施します。	健康福祉課
たまかわっ子 誕生祝金	村の人口増加と活力ある村づくりを図るとともに、新生児の健やかな成長を願い、村に継続して1年以上住所を有する、新生児の父または母に「たまかわっ子誕生祝金」を支給します。	定住促進としての機能を果たしているかなど調査し、見直しを検討しながら継続して実施します。	健康福祉課
たまかわっ子 子育て支援給 付金	家庭における子育てを支援するとともに、次代を担う児童の健やかな成長を願い、村に継続して1年以上住所を有する3歳未満の児童の父または母に「たまかわっ子子育て支援給付金」を支給します。	定住促進としての機能を果たしているかなど調査し、制度の見直しを検討しながら継続して実施します。	健康福祉課
児童手当	0歳から高校生年代(18歳到達後の年度末)までの子を養育している方を対象に、児童手当を支給します。	継続して適切な給付を行います。	健康福祉課
要保護及び準 保護児童生徒 就学援助費補 助金	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して教育費の一部扶助を行い、小中学校における学校生活の円滑な実施を図ります。	経済的に困窮している家庭の保護者へ学用品費や学校給食費等を学期末に支給し、今後も継続して実施します。	教育委員会

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
保育料の軽減及び補助	<p>3歳児未満の保育料の負担軽減を図るため、同時に2人以上入所(入園)している場合、第2子目については保育料を半額に、第3子目以降については無料としています。</p> <p>また、多子世帯(高校生以下の児童が3人以上いる世帯)については、保護者の所得により3歳児未満の第3子以降の保育料を2分の1または4分の1補助します。</p>	継続して実施します。	教育委員会

## ②子育て支援情報の充実

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
広報等の活用	<p>村の広報紙「広報たまかわ」や子育てアプリ「たまぴよ」等において、子育て支援に関する情報や、本村で行っている各種育児支援情報等の提供を行い、子育て意識の啓発の推進を図ります。</p>	今後も継続して実施し、子育て家庭に最新の情報が届くように努めます。	健康福祉課 教育委員会
子育て支援パンフレット作成	<p>子育てに関する各種手続き、イベント、遊び場、各種行政サービス等の総合的なパンフレットを作成し、全戸配布を行っています。</p>	さらに内容を充実し、子育てサービスに係る情報発信に努めます。	健康福祉課 教育委員会

## ③ひとり親家庭への自立支援の推進

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
ひとり親家庭相談体制の充実	<p>ひとり親家庭に対して、主任児童委員・民生児童委員による相談を行っています。今後もひとり親家庭に対する生活相談や育児相談等の相談体制の充実を図るとともに、福島県で実施している貸付制度等の周知を行います。</p>	主に児童扶養手当受給者を対象に現況届と併せて相談会の案内を行い、児童扶養手当新規認定請求者に対しても都度案内を行います。	健康福祉課

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため、今後は、対象となる所得制限額等を検討します(月当たりの自己負担額上限は1,000円。子どもに関してはこども医療費助成優先)。	引き続き、児童扶養手当とあわせて制度の周知を図ります。	健康福祉課
児童扶養手当	父母の離婚等により父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母に代ってその児童を養育している方に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。村HP及び広報にて制度概要の案内を行っています。	受給者数の動向を把握しながら、引き続き、ひとり親家庭医療費助成制度とあわせて制度の周知を図り、受給もれがないよう制度の周知を図り、適正な支給に努めます。	健康福祉課

#### ④障がい児施策の充実

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
障がい児福祉の推進	障がい児福祉サービスや地域生活支援事業の周知を行うとともに、ケース会議を開催し、一人ひとりの障がいの程度にあったサービスを決定し、障がい児及びその家庭の社会参加に努めます。	母子保健、教育機関、児童通所支援等と連携し障がい児と保護者の支援に努めていきます。また、困難なケースについては、ケース会議等で情報を共有します。	健康福祉課
就学相談	健康福祉課と教育委員会、学校との連携を強化し、情報の共有化を図り、障がいのある児童生徒及びその保護者等に対する適切な就学相談・支援体制の充実に努めます。特別支援学校を訪問し支援体制を整えるとともに、ケース会議を開催しています。	関係課の連携体制により、障がいのある児童生徒及びその保護者等に対する適切な就学相談・支援体制の充実に努めます。	健康福祉課 教育委員会

施策名	施策内容	現状・施策の方向	担当課
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児に対して、障害児福祉手当の支給を行います。また、障害者手帳交付及び特別児童扶養手当支給の際に制度の案内を行い、加入促進と周知を図ります。また、該当児に通知を行います。	引き続き、加入促進と周知を図ります。	健康福祉課
特別支援教育就学奨励費補助金	年々全国的に増加傾向にある特別支援学級へ通級している児童生徒の保護者へ経済的負担軽減のため所得に応じて就学のための援助を行い、特別支援教育の推進に努めます。	学校給食費半額、学用品費等の補助を行っており、今後も継続して実施します。	教育委員会
特別児童扶養手当	精神、または身体に中・重度の障がいがあり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある20歳未満の子どもの父母または養育している人に対して支給し、心身に障がいのある児童の健やかな成長の促進を図ります。 村HP及び広報にて制度概要の案内をしています。	継続して実施します。	健康福祉課
日常生活用具給付	在宅の重度心身障がい児に対し、日常生活を容易にすることを目的として、日常生活用具の給付を行います。今後も制度の周知を行い、給付を受けられるよう推進します。	継続して実施します。	健康福祉課
重度心身障がい者医療費助成	精神または身体に重度の障がいがある児童を対象に、医療機関において医療を受けた場合に医療保険の自己負担分を助成します。	子ども医療助成を優先し、18歳到達後、重度心身障がい者医療費助成に移行します。 18歳到達後の年度末までは子ども医療費助成が優先ですが、引き続き重度心身障がい者医療費助成制度に移行できるよう連携を図ります。	健康福祉課

## 第4章

子ども・子育て支援事業計画





## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 公立認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (村が認可)	8. 小規模保育事業
			9. 家庭的保育事業
			10. 居宅訪問型保育事業
			11. 事業所内保育事業
	地域子ども・子育て支援事業		1. 利用者支援事業
			2. 延長保育事業
			3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
			4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
			5. 放課後児童健全育成事業
			6. 子育て短期支援事業
			7. 乳児家庭全戸訪問事業
			8. 養育支援訪問事業-子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
		9. 地域子育て支援拠点事業	
		10. 一時預かり事業	
		11. 病児保育事業	
		12. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
		13. 妊婦に対して健康診査を実施する事業	
		14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】	
		15. 児童育成支援拠点事業【新規】	
		16. 親子関係形成支援事業【新規】	
		17. 妊婦等包括相談支援事業【新規】努力義務	
		18. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	
	19. 産後ケア事業【新規】(努力義務)		

## 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

本村では第1期計画から引き続き、村全域を1区域と設定します。

## 3. 教育・保育施設の見込み及び確保方策

### (1)潜在的ニーズを加味した家族類型割合(ニーズ調査より)

ニーズ調査の結果から、年齢区分ごとの家族類型を分類すると、以下の通りとなります。「現在」は現在の保護者の就労状況から区分しており、「潜在」はニーズ調査から就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分したものです。

#### ■ 0～5歳

家族類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	19	8.6%	19	8.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	117	52.7%	133	59.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	41	18.5%	32	14.4%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	11	5.0%	13	5.9%
タイプD	専業主婦(夫)	32	14.4%	24	10.8%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	2	0.9%	1	0.5%
全体		222	100.0%	222	100.0%

上記家族類型タイプをもとに、以下教育保育給付の見込み量を算出するとともに、確保方策を記載します。

「1号認定」・・・満3歳以上で就学前の保育の必要がない子ども

「2号認定」・・・満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

「2号認定幼稚ニーズあり(以下『2号幼』)」・・・2号認定かつ幼稚園利用意向の子ども

「2号認定保育ニーズあり(以下『2号保』)」・・・2号認定かつ保育所利用意向の子ども

「3号認定」・・・満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども

年齢と保育の必要性の関係

年 齢	保育の必要性	
	ある	ない
0～2歳児	<b>【3号認定】</b> ・保育所 ・認定こども園 ・延長保育 ・小規模保育 ・家庭的保育・事業所内保育 ・居宅訪問型保育	<b>【すべての乳幼児】</b> ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業・一時預かり（保育所） ・ファミリー・サポート・センター ・利用者支援
3～5歳児	<b>【2号保】</b> ・保育所 ・認定こども園 ・延長保育 <b>【2号幼】</b> ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり（幼稚園）	<b>【1号認定】</b> ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり（幼稚園）

(2)特定教育・保育(施設型給付)

■現状

村内の教育・保育施設として平成28年4月より幼児教育と保育の機能を一体化した幼保連携型認定こども園「たまかわクックの森」を開設しています。（運営主体：社会福祉協議会）

こども園の利用状況（令和6年4月1日現在）

(人)

	施設名:認定こども園たまかわクックの森							合計	定員
	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳			
1号認定	4	8	2	-	-	-	14	40	
2号認定	41	31	33	-	-	-	105	125	
3号認定	-	-	-	23	24	9	56	65	
合計	45	39	35	23	24	9	175	230	

(※上記利用人数には、広域入所児童3人を含まず)

■量の見込み

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
見込み量	18	93	70	14	95	59	12	80	72	12	83	73	12	81	76
合計	181			168			164			168			169		
確保策	40	125	70	40	125	70	40	125	80	40	125	80	40	125	80
合計	235			235			245			245			245		

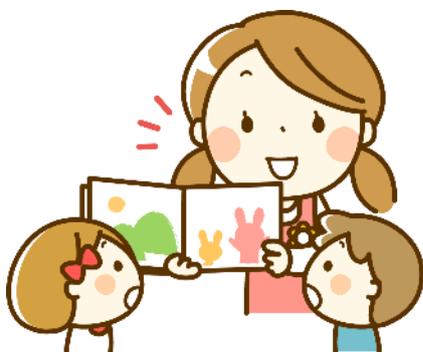
## ■確保方策

2歳以下の3号認定者の保育ニーズについては潜在的なニーズを踏まえて算出しているため、現在の利用状況に比べ多い傾向がみられます。特に、0歳のニーズについては年々増加傾向にあることから、ニーズに対応すべく保育士の確保に努め、サービスの提供体制を確保するとともに、保育の質の向上を図るための方策が必要です。

認定こども園における定員の弾力化を活用するとともに、現状の広域利用の状況を加味することで、量の見込みに対する供給量の確保を図ります。

### (3)地域型保育給付

地域型保育給付は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が該当し、3号認定者が利用するもので、保育ニーズは(2)のこども園の3号に含めています。現在、村内に該当する事業所はありませんが、0～2歳の保育サービスの量的充実を図るため、ニーズと参入意向の把握に努めます。



## 4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み及び確保方策

### (1)利用者支援事業

#### ■現状

平成30年度から村保健センター内に「子育て世代包括支援センター」（妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点）を開設しており、令和6年度からは「こども家庭センター」を確保して、利用者支援事業を実施しています。

(箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

#### ■量の見込み

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1

#### ■確保方策

こども家庭センターにおいて、引き続き事業を実施します。

認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等、関係機関との情報共有化を図り、連絡調整、連携に努めます。

## (2)地域子育て支援拠点事業

### ■現状

こども家庭センター内に「すくすくクラブ」を開設し、毎月2回行っており、乳幼児と保護者が集まり、交流したり、子育ての相談等を行っています。

(「人日」延べ人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	122	116	107	102	98
実績	76	102	65	145	65

(令和6年度実績は12月末分までの合計)

### ■量の見込み

(「人日」延べ人数/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	383	379	439	452	460
確保策	390	390	450	460	460
箇所数	1	1	1	1	1

### ■確保方策

現行の体制で実施し、事業内容の充実と周知を図り、参加を促進します。

## (3)妊婦健康診査事業

### ■現状

母子手帳交付時に15回分の受診券を交付しています。

(「人回」延べ回数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	560	518	518	490	462
実績	326	209	433	252	192

(令和6年度実績は12月末分までの合計)

### ■量の見込み

(「人回」延べ回数/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	465	495	525	510	525
確保策	465	495	525	510	525

### ■確保方策

引き続き、妊産期の母子の健康を支援するとともに、質の向上等に努めていきます。

## (4)乳児家庭全戸訪問事業

### ■現状

生後4か月児までに保健師等が訪問し、養育に関する指導や情報提供を全世帯に実施しています。

(「人回」延べ回数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	40	37	37	35	33
実績	36	35	32	22	14

(令和6年度実績は12月末分までの合計)

### ■量の見込み

(「人回」延べ回数/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	31	33	35	34	35
確保策	40	40	40	40	40

### ■確保方策

すべての幼児に訪問するよう、現行体制により実施します。

## (5)養育支援訪問事業

### ■現状

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業の状況または要保護児童対策協議会の情報により、支援が必要とされる家庭に対しケースに応じて必要な専門職等が訪問し、相談、助言、指導、援助を行っています。

(「人回」延べ回数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	60	60	60	60	60
実績	36	24	12	36	21

(令和6年度実績は12月末分までの合計)

### ■量の見込み

(「人回」延べ回数/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	30	30	28	28	26
確保策	50	50	50	50	50

### ■確保方策

現行体制により実施します。

関係機関の連携や専門性の強化を図り、要保護児童等への適切な支援が行えるよう努めます。

## (6)子育て短期支援事業

### ■現状

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、短期入所生活支援（ショートステイ）や夜間養護等事業（トワイライトステイ）といった必要な保護を行う事業ですが、ニーズが少なく、実施体制の確保等が難しいことから、現在実施していません。

（「人日」延べ回数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

（令和6年度実績は12月末分までの合計）

### ■量の見込み

（「人日」延べ回数／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
確保策	0	1	1	1	1

### ■確保方策

ニーズを把握しながら、必要に応じ実施方策を検討していくこととします。

## (7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

### ■現状

社会福祉協議会が運営する「たまかわおひさまサポート」にて、育児援助を受けたい「依頼会員」と育児援助を行いたい「協力会員」との相互援助活動に関する連絡調整を実施し、子どもの一時預かりを行っています。

（「人日」延べ人数／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	30	30	30	30	30
実績	0	0	0	0	0

（令和6年度実績は12月末分までの合計）

### ■量の見込み

（「人日」延べ人数／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	20	20	20	20	20
一時預かり事業	20	20	20	20	20
病児保育事業	0	0	0	0	0
確保策	20	20	20	20	20
一時預かり事業	20	20	20	20	20
病児保育事業	0	0	0	0	0
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

### ■確保方策

多様な依頼に対応できるよう提供会員の確保に努めながら、事業の充実を図ります。

## (8)一時預かり事業

### ■現状

認定こども園たまかわクックの森において、1号認定在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中の幼稚園型一時預かりを実施しています。また、一般型では未就園児の一時預かり事業を実施しています。

(「人日」延べ人数/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	幼稚園型	144	139	154	139	133
	一般型	149	143	145	134	129
実績	幼稚園型	41	165	217	77	24
	一般型	5	0	3	9	5

(令和6年度実績は12月末分までの合計)

### ■量の見込み

(「人日」延べ人数/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		140	136	121	124	123
	幼稚園型	104	101	86	88	87
	一般型(未就園児)	36	35	35	36	36
確保策		150	150	150	150	150
	幼稚園型	100	100	100	100	100
	一般型(未就園児)	50	50	50	50	50

### ■確保方策

現行体制による1号の幼稚園型一時預かりのほか、未就園児を対象とした一時預かりを実施することにより、保育が一時的に困難となる家庭の負担軽減を図ります。

## (9)延長保育事業

### ■現状

認定こども園たまかわクックの森において、2号・3号在園児を対象に通常の保育時間(11時間)を超える延長保育事業を実施しています。

#### 延長保育の範囲

実施日	保育時間(11時間)	延長時間(早朝)	延長時間(通常保育時間後)
月から金曜日	7時30分～18時30分	7時15分～7時30分	18時30分～19時00分
土曜日	7時30分～18時30分	7時15分～7時30分	18時30分～19時00分

(「人日」延べ人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	150	150	150	150	150
実績	84	164	190	385	66

(令和6年度実績は12月末分までの合計)

■量の見込み

(「人日」延べ人数／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	59	58	58	59	59
確保策	150	150	150	150	150

■確保方策

現行体制により実施します。

(10)病児保育事業

■現状

病気の治療中または病気の回復期にあるお子さんを、保護者の仕事・けが・出産などやむを得ない理由により家庭での保育が困難となる場合に、専用の施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的に保育する事業です。村には対象施設がありませんが、郡山市の施設を広域利用できるようになっています。

(「人日」延べ人数／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	322	310	315	292	280
実績	0	0	1	0	0

(令和6年度実績は12月末までの合計)

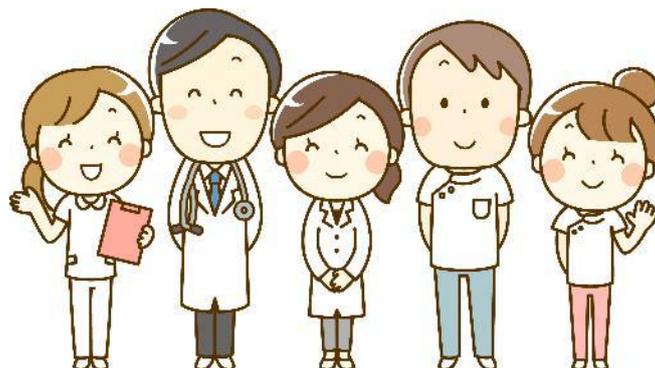
■量の見込み

(「人日」延べ人数／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	69	67	67	69	69
病児保育事業	69	67	67	69	69
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
確保策	69	67	67	69	69
病児保育事業	69	67	67	69	69
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0

■確保方策

病児保育について周知を図り、広域利用分を見込みます。



## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### ■現状

仕事等で日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後等に預かり、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図っています。平成28年度から対象児童を6年生までに拡大しており、利用者は増加しています。

名 称	対象児童	開設時間	定員
泉放課後児童クラブ	玉川第一小学校 1～6年生	①学校開設日 学校終了後～18:30	1支援単位あたり おおむね 40 人以下
須釜放課後児童クラブ	須釜小学校 1～6年生	②学校休業日 7:30～18:30	

利用状況（令和6年4月1日現在）

(人)

	泉放課後児童クラブ	須釜放課後児童クラブ	合 計
1年生	14	8	22
2年生	26	8	34
3年生	12	8	20
4年生	12	11	23
5年生	4	6	10
6年生	1	3	4
合 計	69 (2支援)	44 (1支援)	113 (3支援)

### ■量の見込み

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	130	130	130	130	130
1年生	33	30	30	30	30
2年生	22	28	28	26	26
3年生	32	20	23	24	24
4年生	20	25	22	22	22
5年生	14	17	17	17	17
6年生	9	10	10	10	10
確保策	130	130	130	130	130
1年生	33	30	30	30	30
2年生	22	28	28	26	26
3年生	32	20	23	24	24
4年生	20	25	22	22	22
5年生	14	17	17	17	17
6年生	9	10	10	10	10

### ■確保方策

年度中の利用人数の変動や、長期休業中の利用希望等を踏まえて確保を図り、直近の利用状況・利用希望を踏まえて見込みました。放課後のこどもの居場所として、支援員の確保により4支援体制で実施します。

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### ■確保方策

事業内容を検討しながら、必要に応じた実施に努めます。

## (13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本事業は、地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るものです。

### ①新規参入施設等への巡回支援

村が新規参入事業者に対して、保育士OB等事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

### ②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る事業です。

### ■確保方策

事業内容を検討しながら、必要に応じた実施に努めます。

## (14)子育て世帯訪問支援事業

本事業は、要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

### ■確保方策

子育て家庭からの相談や関係課・関係機関との連携の中で対象となる子ども・家庭の把握に努め、当該事業での支援等について検討し、実施に努めます。

## (15)児童育成支援拠点事業

本事業は、養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

## ■確保方策

子育て家庭からの相談や関係課・関係機関との連携の中で対象となる子ども・家庭を把握し、居場所の確保方策について検討し、実施に努めます。

## (16)親子関係形成支援事業

本事業は、要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係の構築を目的とした子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

## ■確保方策

乳幼児健診や保健指導等から支援が必要な子どもを把握し、親子への支援を図るため、ペアレント・トレーニング等の実施について検討します。

## (17)妊婦等包括相談支援事業

本事業は、妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見越した子育てを行えるように支援を行う事業です。

## ■量の見込み

(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	60	60	76	76	72
確保策	60	60	76	76	72

## ■確保方策

すべての妊産婦・乳幼児に、母子健康手帳交付時と乳児家庭全戸訪問事業時に面談を通して実施します。

## (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

本事業は、0～2歳で保育所等に未就園の児童が1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

## ■確保方策

未就園児童の一時保育の利用状況等を踏まえ、実施について検討します。

## (19)産後ケア事業

本事業は、出産後1年以内の母子に対して、保健師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

## ■量の見込み

(「人日」延べ人数/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	10	10	10	10
確保策	10	10	10	10	10

## ■確保方策

乳幼児健診・保健指導等から養育等の支援が必要な1歳未満の子どもと子育て家庭を把握し、主に訪問による家事援助や育児支援について実施できるように検討します。

## 5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載することが求められています。

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

「子ども・子育て支援新制度」が施行され、制度の方向性の一つとして、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供（認定こども園化）を推進していく方向性が示されています。

### (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境も人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。

このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

### (3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

### (4) 認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園と小学校との連携を推進します。

特に、障がいのある子どもや配慮が必要な子どもが必要な支援や合理的配慮等、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

## 6. 総合的な施策の推進

以下の内容について、計画に具体的に盛り込んでいきます。

### (1)産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1年間のうち年度の途中で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられること等も含め低年齢児の保育ニーズは高まっており、低年齢児保育の量の確保を図ります。

### (2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応としては、地域社会への参加・包容を推進するために、こども園や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受け入れを進めることに合わせて、教育とも連携をさらに深めた上で、より総合的な形での支援を実践していくことが重要となっています。

### (3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、県や村内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

### (4)こどもの居場所づくりの推進

こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、放課後児童クラブの拡充、放課後子ども教室との一体的な推進、学校施設の有効活用を促進し、こどもの居場所を確保します。

### (5)児童虐待防止対策の推進

児童福祉法の改正を踏まえ、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

### (6)幼児期の教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保に努めます。

### (7)幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。



# 第5章

## 計画の推進





## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課と連携して横断的な施策の推進を図るとともに、玉川村子ども・子育て会議へ点検及び進捗状況を報告し、ご意見をいただきながら着実な推進を図ります。

また、認定こども園や子育て支援に携わる事業者、学校、企業、地域住民が、連携・協同して子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報・啓発に努めます。

### 2. 計画の進行管理

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、関係部署での進行管理はもちろん、玉川村子ども・子育て会議において定期的に点検を行い、施策の改善と着実な推進につなげていきます。

### 3. 関係機関等との連携

庁内の関係課との連携の下、県及び関係機関との連携を強化し、様々な課題の解決に向けて取り組んでいきます。



# 元気なたまかわ 子育て支援プラン

(第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7～11年度)

〈令和7年3月発行〉

玉川村教育委員会

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9

電話 (0247) 57-4633







玉川村